

三 国際経済統計会議

「国際経済統計会議報告」

昭和三年十二月

國際經濟統計會議報告

条約局第三課

国際経済統計会議目録

一 緒論 本会議開催ニ至ル迄ノ経過

報告担当者 外交官補 門脇季光

一 第一章 総会ニ於ケル一般討議要領

報告担当者 外交官補 門脇季光

第一節 一般陳述要領

第二節 委員会ノ構成

一 第二章 委員会ニ於ケル議事経過

第一節 職業及物価指数ニ関スル統計

報告担当者 内閣統計官 松田泰二郎

第一款 職業統計

第二款 物価指数

第二節 農業家畜林業及漁業ニ関スル統計

報告担当者 農林省統計官 長澤柳作

第一款 農業ニ関スル一般調査

第二款 農業ニ関スル年統計

第三款 家畜統計

第四款 森林統計

第五款 水産統計

第三節 工業及鉱業ニ関スル統計

第一款 総論

第二款 工業及商業設備ニ関スル統計

第三款 鉱業統計

第四款 工業生産統計

第五款 「ソ」聯邦提案ニ係ル統計

第四節 外国貿易統計

報告担当者 商工省統計官 諸井桃二

報告担当者 大蔵事務官 谷口恒二

一 第三章 条約案ノ確定並署名

第一節 条約案ノ確定

報告担当者 外交官補 門脇季光

第二節 条約ノ署名、本会議ノ終了

国際経済統計会議報告

緒論 本会議開催ニ至ル迄ノ経過

報告担当者 外交官補 門脇季光

本会議開催ノ起原ハ之ヲ大体一九二二年「ゼノア」會議ニ其端ヲ求メ得ヘシ一九二二年五月「ゼノア」會議ハ其經濟委員會報告ヲ採択シ

「世界經濟統計ニ対スル画一的原則確立ノ望マシキ旨」ヲ承認シ

「國際聯盟カ万国農事協會ノ如キ機關ト協力シ斯ル事業ノ実現センコト」ヲ希望セリ

一九二二年六月聯盟經濟委員會ハ「國際聯盟カ本問題ヲ無視スヘカラサル旨」ヲ決議シテ理事会ノ承認スル所トナリ且理事会ハ經濟委員會ニ本件ニ関スル今後ノ措置ヲ委託セリ

右ノ決定ニ基キ經濟委員會及國際統計學院兩者ノ代表者ヨリ成ル混合委員會構成セラレ爾來右委員會ハ或ハ寿府或ハ海牙ニ会合シ經濟統計統一ノ原案作成ニ従事シ其決定セル所ハ經濟委員會及國際統計學院ノ審査ニ附セラレタリ

其間他方ニ於テ國際商業會議所ハ國際商業統計、工業統計、鉱業統計ニ関シ羅馬万国農事協會ハ農業林業漁業統計ニ関シ自ラ小委員會ヲ構成シテ之ヲ研究セシメ或ハ其有スル各種材料ヲ聯盟關係機關ノ參考ニ提供シテ右事業ノ大成ニ貢獻スル所アリキ

斯ノ如キ準備期間ヲ經タル結果經濟委員會ハ其第二十一回會議ニ於テ理事会ニ対シ左ノ提案ヲナスコトニ決定セリ

「經濟統計作成ノ画一的方法ヲ採択シ各国カ如何ナル程度迄原則ヲ採用シ得ルヤヲ決定スルコトノ重要ナル次第ヲ各国政府ニ指示スル為近キ将来ニ於テ一定ノ手段ヲトルヘク之カ為一九二八年中一ノ國際會議ヲ招集シ各国政府ヨリ其統

計家ヲ派遣センコトヲ希望ス」

聯盟理事会ハ一九二七年四月其第四十四回會議ニ於テ右提案ヲ承認シ會議ノ「プログラム」ヲ承知シ度キ希望ヲ表セリ
右ニ依リ經濟委員會ハ一九二七年十二月ノ第二十三回會議ニ於テ細目ニ亘リ右「プログラム」作成ニ着手シ同委員會委員
中英、独、諾威、羅馬尼ノ四國委員ヲ以テ小委員會ヲ構成シ右小委員會ハ國際商業會議所（オリヴェチ氏）万国農事協會
（ドラ氏）國際労働事務局（プリブラム氏）國際統計學院（モザースト氏）ノ如キ或種國際機關ノ代表者及英、仏、独各
中央統計事務局長（英「フラックス」氏、仏「ユーベール」氏、独「ワーゲマン」氏）ヲ合シテ統計會議準備委員會ヲ構
成スルコトニ決定シ聯盟理事会ニ対シ左ノ如ク提案セリ

一、本件會議ノ「プログラム」ノ大綱ハ左ノ如クナルヘシ

(イ)經濟統計ノ範圍即チ普通國內統計ノ及フ可キ經濟活動ノ範圍

(ロ)統計ノ比較ヲナシ得ル為商工業統計作成ノ方法

二、會議ノ準備調查作成ノ為或種專門家ノ協力ヲ希望スルヲ以テ本委員會ハ其四委員ヲ以テ小委員會ヲ構成シ之ニ他ノ
專門家ト協力スヘキコトヲ委託セリ

一九二八年四月理事会ハ右經濟委員會ノ手續ヲ承認シ且ツ聯盟事務總長ニ与フルニ經濟委員會議長ト協議ノ上會議期日ヲ
決定シ各國政府ニ招請狀ヲ送付スルノ權限ヲ以テセリ

右準備委員會ハ本年三月十九日以後數回ノ會合ヲ重ネ從來國際統計學院、万国農事協會及國際商業會議所等ノ採択セル各
種決議、報告及之ニ対シ各國政府ヨリ提出ノ覺書等ヲ基礎トシテ「プログラム」作成ニ力メ其結果一ノ準備調查ヲ作成シ
經濟委員會第二十四回會議ニ提出シ委員會之ニ些少ノ修正ヲ加ヘテ採択セリ(G. S. O. I.)

コノ時本邦伊藤委員ノ主張ニ依リ來ルヘキ會議ハ單ナル專門技術家ノ會合ニ止メ全權委任狀ヲ有スル各國政府代表者會
議トナシ國際條約ヲ締結スヘキ旨即チ會議ハ所謂 Conference Diplomatique トナスコトニ委員會ノ意見一致シタルヲ以

テ聯盟事務局ニ於テ條約案ヲ作成スルコトナリ右條約案ハ本年六月第二十五回經濟委員會ニ提出セラレタルカ事急ナル
ヲ以テ委員會ハ從來ノ條約案作成ノ手續ニ依ラス單ニ該案ヲ了承スルニ止メ直チニ之ヲ各國政府ニ送付シテ其審査ニ附ス
ルコトニ決シ(G. S. O. I. 之ナリ)且會議ニハ北米合衆國「ソ」聯邦等ノ非聯盟國ヲモ招請スルト共ニ英國農事協會及國
際商業會議所代表者ヲモ参加セシムルコトニ決定セリ

而シテ聯盟事務總長ハ四月十一日附ヲ以テ十一月五日會議招集スル旨ノ招請狀ヲ發シタルカ其後經濟委員會議長ト協議ノ
結果右期日ヲ十一月二十六日ニ變更セリ聯盟理事会ハ本年九月右經濟委員會ノ手續ヲ承認シ本會議々長トシテ寿府大學總
長「ラパール」氏ヲ任命セリ

斯クシテ一九二二年來準備中ナリシ經濟統計會議ハ十一月二十六日午前十一時寿府聯盟事務局ニ開會セラレタリ參加國ハ
本邦ノ外英、独、仏、伊、米、「ソ」聯邦ノ如キ大國ヲ始メ南阿、澳太利、濠太利、白耳義、伯刺西爾、勃牙利、加奈陀、
玖馬、丁抹、「ダンチツヒ」自由市、埃及、「エクアドル」、「エストニア」、芬蘭、希臘、洪牙利、印度、「ラトヴィア」、「ル
クセンブルグ」、「メキシコ」、「ニカラグア」、諾威、「パラグアイ」、和蘭、波蘭、葡萄牙、羅馬尼、「セルブ、クロアト、
スロヴェニア」、瑞西、瑞典、智恵古、土耳其、「ウルグワイ」、「ヴェネズエラ」、暹羅（但シ「オブサーヴァー」トシテ）
ノ四十一聯盟國及非聯盟國ナリ

帝國政府ハ伊藤大使館參事官ヲ其代表委員ニ任命シ之ニ出席セシメタリ

第一章 總會ニ於ケル一般討議要領

第一節 一般陳述要領

報告担当者 外交官補 門 脇 季 光

總會ハ十一月二十六日ヨリ三日間引續キ一般討議ヲナシタルカ先ツ議長ハ各代表者ニ対スル歡迎ノ辭本會議ノ由來ヲ述ヘ

經濟統計統一ノ必要ヲ説キテ會議ノ目的ヲ説明セリ

一般討議ニ於テハ諸国代表ヨリ經濟統計画一ノ世界經濟ノ如何ニ必要ナルカヲ説キ會議ノ成功ヲ希望スルト共ニ二條約案ニ包含セラルル經濟統計ノ各般ニ亘リ自國ノ実行スル統計狀態ヲ説明シ如何ナル程度ニ二條約案ヲ実行シ得ルヤヲ説クモノ多ク條約案夫レ自身ニ關スル具體的論議ハ僅少ナリキ故ニ左ニ一般的性質ノ陳述ノ要旨ヲ挙クヘシ

「メトースト」(和蘭) (一)何等利益ナキ情報蒐集ノ無益ナルコト (二)或種情報ノ公表カ工業ニ重大ナル損害ヲ与フルコト (三)條約案第三、四、五、六條ノ附屬書ニ準拠シテ情報ヲ供給シ得サルモノアルコトヲ理由トシ議定書中ニ

(イ) 國家ニ對シ何等ノ利益ナキ情報蒐集ノ必要ナキ旨

(ロ) 國家ハ其集メタル情報ノ公表カ或種企業又ハ工業ノ利益ヲ害スルノ恐アル場合ハ之ヲ公表スルノ要ナカルヘク又如何ナル理由タルヲ問ハス政府カ蒐集セル情報ノ秘密ヲ保タント欲スル場合ニ付テモ同様ナリ

(ハ) 一般的ニ附屬書ハ指針 (guide) トシテ利用セラルヘク附屬書ニ記載セラルル一切ノ情報ヲ統計中ニ包含セシムルノ義務ナク單ニ各國政府カ蒐集及公表ヲ希望シ且ツ之ヲ可能トスルモノニツキテノミ之ヲナスヘシ

トスルノ三項ヲ設クヘキコト主要工業國ハ凡テ本條約ニ參加ノ必要アル旨ヲ述ヘタリ

「コルソン」(仏國) ハ小農ノ生産量ノ正確ナル數字ヲ挙クルコトノ困難又小工業ハ課稅ヲ恐レ又秘密ヲ恐ルルノ結果正確ナル數字ヲ發表セサルノ困難ヲ指摘シ

埃及代表ハ同國ニハ領事裁判權 (Capitulation) 存在スルヲ以テ外國人ニ對スル關係上數字ノ正確サヲ保證シ難キヲ述ヘ左ノ決議案採用方ヲ提案セリ

「會議ハ領事裁判權存在ノ為埃及政府ノ受クル困難ヲ承認シ右事實ニ關シ領事裁判權ヲ有スル諸國ノ注意ヲ喚起ス」

又小國ニ對シ十年毎ノ「センサス」実行ノ期日ニ關シ期日選擇ヲ自由ニセラレ度キ希望ヲ表シ

「クリツツマン」(ソ) 聯邦) ハ自國ノ統計制度ノ狀態ヲ説明シタル後條約案ハ鉱業統計ニ詳シク工業、農業、職業統計

ハ極メテ粗略ナルノミナラス労働統計、運輸統計、同盟罷業統計欠如シ條約案全体トシテ極メテ不均衡ナリトシ右ハ各國又ハ或種工業団体ノ特別ナル利益ヲ考慮シタル結果ナリトシ條約案中ニ

一、兵器、彈藥ノ製造ニ關スル統計即チ其生産及貿易

二、労働統計、労働時間、失業及社会保険

三、住所 (habitation) 統計

四、條約案中ノ工業、農業及職業統計ノ部分ノ拡張及修正

五、運送統計ノ追加

六、国内商業統計ノ追加

ヲ提案セリ

伊藤代表ハ前記ノ如キ悲觀的ナル陳述ニ對シ經濟統計ニ於ケル本會議ノ使命ノ重大ナルヲ説キコレカ成功ノ為和衷協同ノ精神ヲ以テ努力スヘキ旨日本ハ之ニ對シ何等努力ヲ惜ムモノニアラサル旨ヲ述ヘタリ

「J」マース」(國際商業會議所) ハ *Fédération internationale de Coton* ノ実行スル綿糸統計ニ關スル材料蒐集及發表方法ニ關スル報告ヲナシ

「エスタブルック」(万国農事協會) ハ万国農事協會ノ一九三〇年—一九三一年ニ実行スヘキ世界的農業「センサス」案ニ關シ該案ノ作成ニ至レル経路コレニ對スル各國当局ノ協力ノ次第ヲ説明シ

「クラツセン」ハ聯盟交通部交通統計統一委員會議長トシテ交通統計事項ニ關シ其ノナシツツアル事業概要ヲ説明シ本會議ニ於テハ交通運輸統計ヲ取扱ハサランコトヲ希望セリ

右ノ外諸國代表委員ノ陳述アリタルモ別ニ注意スヘキモノナシ

第二節 委員会ノ構成

前記一般討議ノ後議長ノ提案ニヨリ總會ハ

(一) 生産委員会

(二) 商業委員会

ノ二委員会ヲ構成スルコトニ決シ「ドユラン」氏（北米合衆国）「ワーゲマン」氏（独逸）ヲ夫々前二委員会ノ議長ニ推挙セリ右二委員会ノ外其何レノ権限ニモ属セサル事項（例ヘハ原案第七条以下ノ諸条ニ関スル事項又ハ會議全体ノ進行等ニ関スル事項ノ如シ）ニ関スル討議機關トシテ幹部会（Bureau）ヲ構成シ議長、副議長（英「チャップマン」、仏「コルソン」、「ソ」聯邦「クリッツマン」、伊「ヂニ」、和蘭「メトースト」）及本會議ニ出席シ居ル經濟委員会委員（日、伯、諾威、羅馬尼、瑞西）ヲ以テ之ニ充テタリ

右幹部会ニ於テハ日（伊藤代表）、英（ベツケット）、仏（コルソン）ノ三氏ヲ以テ本會議ノ起草委員会ヲ構成セシメ議事ノ進行ヲ迅速ナラシムルタメ生産、商業兩委員会及幹部会ニ於テ決定セル処ヲ順次之ニ移シテ審議セシメタリ

第二章 委員会ニ於ケル議事經過

第一節 職業及物価指数ニ関スル統計

第一款 職業統計

報告担当者 内閣統計官 松田 泰二郎

本項ハ十一月二十九日午前生産委員会ニ於テ討議セラレタリ（Prod-P. V. 2 参照）

原案 少クトモ毎十年（即チ一九三〇年一九四〇年一九五〇年等）ノ末年又ハ出来得ル限り之ニ近キ年ニ於テ蒐集公表ス

ヘキ職業統計（C. 340. M. 98. 1928. II. Page 5）

委員長ハ先ツ英代表ヨリ提出ノ修正案（C.S.O. 8）ヲ委員ニ諮リシ所何等ノ反対ナク可決ヲ見タリ其ノ結果少クトモ毎十年（即チ一九三〇年一九四〇年一九五〇年等）ニ一度而カモ毎十年ノ末年又ハ出来得ル限り之ニ近キ時期ニ蒐集公表スルコトトナリタリ

独ノPatzner氏ハ人口調査ノ結果ヲ相互ニ比較シ得ルカ為ニハ諸種ノ点ニ付テ國際的一致ヲ必要トスヘシト前提シテ職業及雇傭セラルル工場ニ関シ比較シ得ヘキ分類ノ必要ナルコト及職業ニ関スル國際的定義ノ必要ナルコトヲ力説シ是等ノ問題ニ付テハ将来ノ専門委員会ニ於テ研究スヘキモノナルコトヲ暗示シタリ

次ニ「エストニア」及「ラトヴィア」代表ヨリ提出ノ人口、農業及工業生産ノ三調査ヲ同一時期ニ行フコトハ困難ナリトスル件ニ移リシカ此ノ点ニ付テハ委員長ハ農業及工業生産調査ヲ討議スル迄一時留保シタリ

伊国ノGini氏ハPatzner氏ノ意見ニハ同感ナルモ國際労働事務局カ嘗テ統計ノ詳細ナル分類ヲ作成スルコトニ付テ如何ニ困難ヲ經驗シタリシカニ鑑ミテ寧ロ職業ノ主要ナル分類ヲ作ルニ如カスト主張シ之カ為同氏ハ第八条ニ専門委員会カ職業統計編成ノ目的ノ為採用セラルヘキ最も主要ナル職業ノ範疇ノ表ヲ各国ニ提出スル様委任セラルヘキ旨ヲ附加スルコトヲ提案シ賛成ヲ得テ幹部会ニ送付スルコトトナリタリ

次テ加奈陀ノRiddell氏ト委員長トノ間ニ専門委員会ノ性質ニ関スル応答アリ印度ノMeek氏ハ専門委員会カ從來採用セル分類ヲ尊重センコトヲ希望スレハ万国農事協會ノDore氏ハ専門委員会ニ同協會ノ代表者ヲ参加セシメラレ度ト希望スル所アリ

奥ノRiemer氏ハ先ツ仏語ノ条約ニ於テハOccupationニ代ヘテProfessionヲ以テスヘキコトノ適切ナルコトヲ指摘シ次テ經濟統計トシテノ重要性ヲ高調スルカ為ニ統計ハ各職業ノミナラス職業上ニ於ケル地位及雇傭セラルル工場ノ性質ニ迄及フヘシト論シ一転シテ然シ乍ラ斯ル統計ハ總ヘテノ国ニ望ムヘキニ非サルヲ以テ職業調査ハ職業ノミナラス職業上ノ地

位及雇傭セラルル工場ノ種類ニ及フヘキコトヲ勸告トスヘシト主張スル所アリ南阿聯邦ノ Holloway 氏之ヲ支持シテ遂ニ委員会ハ Riemer 氏ノ説ヲ可決シタリ

「ソヴィエツト」ノ Kritzmann 氏ハ原案「職業」ナル語ノ次ニ「社会上ノ地位」ナル言葉ヲ加ヘ更ニ原案ノ末尾ニ職業統計ハ附属書ノ原則ニ依テ作成セラルヘキコトヲ規定スヘシト説述シテ附属書ニ掲クヘキ案文ヲモ朗読紹介シタリ伊ノ Gini 氏ハ國際條約ニ斯ル詳細ナル点ニ立チ入り規定スルハ幾分危険アルノミナラス寧ロ斯ル点ハ専門委員会ニ於テ討議セラルヘキモノナリト反対スレハ仏ノ Golsen 氏モ之ニ賛意ヲ表シタリ又諾威ノ Jahn 氏モ詳細ナル点ハ後日ノ専門委員会ニ譲リ今日ニ於テハ一般原則ヲ規定スルニ止ムヘキコトヲ述ヘタリ此ノ時墨西哥ノ Villegas 氏ハ「ソヴィエツト」代表ノ意見ト仏國代表ノ主張トノ間ニ差違アルコトヲ注意シ委員長ハ第一、伊ノ意見ハ「ソヴィエツト」ノ修正案ヲ専門委員会ニ報告スヘシトスルモノナルコト第二、「ソヴィエツト」ノ意見ハ小委員会ヲ設ケテ「ソヴィエツト」ノ原案ヲ條約ニ入ルルヤ否ヤヲ研究スヘシトスルモノナルコトヲ明ニシ賛否ヲ問フ印度ノ Meek 氏伊ノ意見ヲ支持スル所アリ採否ノ結果伊ノ意見承認セラレタリ

尚印度ノ Meek 氏ヨリ議定書中ニ職業及雇傭ニ関スル統計ハ出来得ル限り各産業分類並職業分類中ニ包含サルル職業上ノ地位ノ分類ニ亘ランコトヲ希望スル旨挿入スヘシト主張スル所アリシモ委員長ハ右ハ既ニ Riemer 氏ノ意見中ニ含マルルモノナリト注意シタリ

又米ノ Dewhurst 氏ハ人口調査ハ学童病人世帯ノ管理者等ニ対シテハ不適當ト思ハルル故職業統計ヲ有給ノ職業者ニ関スル統計ト改メテハ如何トノ説出テシモ Jahn, Huber 氏等ヨリ反対出テ D 氏ハ其ノ説ヲ撤回セリ

第二款 物価指数

本項ハ最初商業委員會審議ノ範圍ニ属シ一応十二月六日ノ午前約一時間ニ亘リ討議セラレシモ後幹部会ノ指令ニ依リ生産

委員會ノ部ニ委セラレ爾後右委員會ニ於テ七日ノ午前ヨリ午後ニ亘リ審議セラレタリ (Prod. P. V. 11 & 12 参照)

原案 毎月ノ卸売及生計費ノ一般的變動ヲ示スヘキ指数並指数作成ニ用ヒタル項目及作成ノ方法ヲ指示スル簡單ナル公ノ

説明書 (C. 340. M. 98. 1928. II. Page 6)

委員長ハ先ツ洪牙利代表提出ノ指数作成ノ根本原則ニ関スル件 (G. S. O. Com. 27) ニ付意見ヲ徴シタル所英ノ Chapman 氏ヨリ斯克ノ如キ詳細ナル点ニ至リテハ専門委員會ニ於テ研究セラルヘキコトヲ主張シ承認セラレタリ

次ニ委員長ハ亜米利加側ヨリ指数ノ外価格発表ノ希望意見 (C. S. O. Com. 32) ノ提案アルコトニ付注意ヲ喚起スル所アリ

英吉利側ヨリ指数ノ作成ニ用ヒル項目及作成ノ方法ハ常ニ變更スヘキモノニ非サルヲ以テ毎月公表スルノ煩ヲ避ケ一定ノ期間ヲ定メテ報告スルコト但シ該期間内ニ於テモ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨報告スルコトニ改メテ如何トノ意見アリ和蘭代表ハ卸売指数ニ付テハ各国概ネ之ヲ発表セル故差支ヘナキモ生計費指数ニ付テハ発表困難ナルヲ以テ「可能ナレハ」ノ文字ヲ挿入スヘシト主張スル所アリ「ソヴィエツト」代表ハ指数ノ作成ニ関シ原則的方法ヲ決定シテ如何ト陳述スル所アリ

南阿代表ハ地方の事情ニ依リ毎月指数ヲ蒐集公表スルコトノ困難ナルコトヲ指摘シタリ独逸代表ハ各国比較ノ便宜ノ為指数ノ基礎タル年次統一ノ必要及此ノ問題ノ専門委員會ニ於テ研究セラレンコトヲ力説シタリ

芬蘭代表ハ商品ノ絶對的価格ノ発表ニ付秘密トスルモノアリトテ其ノ困難ナルコトヲ指摘シタリ

次テ指数発表ノ時期ニ付論争アリ就中生計費ノ発表ニ関シ毎月トスルコトハ困難ナリト論スルモノ不尠

終リニ亜米利加代表ヨリ提出ノ指数ノ外価格発表ノ件ニ付討論スル所アリ

斯クテ採決ノ結果原案ハ結局次ノ如ク拡張修正セラレタリ

(一)卸売ノ一般的變動ヲ示スヘキ指数ハ毎月トシ生計費ノ一般的變動ヲ示スヘキ指数ハ少クトモ年四期トスルコト

- (二) 生計費指数ニ付テハ一代表都市或ハ別箇ニ又ハ衆合的ニ選定セラレタル最モ代表的ナル数都市ニノミ關スルコト
- (三) 各出版物ニハ指数作成ニ用ヒタル項目及價格並作成ノ方法ニ關スル公ノ簡單ナル説明書ヲ附スルコト
- (四) 指数ノ外主要ナル各商品ノ卸売價格ニ付絶対的又ハ相對的價格ヲ出来得ル限り同一期間ニ出版スルコト
尚議定書ニ於テ
- (五) 国ノ広サ又ハ産業ノ分布状態等ノ地方的事情ニ依リテハ卸売指数ハ必スシモ毎月ヲ必要トセス四期トスルコト
次ニ勧告トシテ
- (六) 各国ハ出来得ル限り各種商品少クトモ卸売及生計費指数ノ作成ニ用ヒタル主要商品ノ絶対的又ハ相對的價格ヲ指数ト共ニ出版スルコト
- (七) 指数ノ國際比較ニ便スル為同一ノ時期カ基準トシテ採決セラレンコト及専門委員会カ國際労働統計家會議及國際統計協會ノ援助ヲ得テ此ノ点ニ付研究報告シ聯盟ニ依テ各国ニ配付セラレンコト

第二節 農業、家畜、林業及漁業ニ關スル統計

報告担当者 農林省統計官 長澤 柳 作

第一款 農業ニ關スル一般調査

条約第二条第三項(A) (原案第一条第三項(A))

- (一) 原案 「國際農事協會ノ提唱セル方針ニ依ル農業ノ一般調査右調査ハ出来得レハ毎十年ノ末年 (即一九三〇年一九四〇年一九五〇年等) 又ハ之ニ近キ年ニ於テ行ハルヘキモノトス」

- (二) 本項ハ生産委員會ノ審議ニ附セラル

生産委員會ニ於テハ十一月二十九、三十ノ両日ニ亘リ討議シタルニ或ハ実行困難トスルモノアリ或ハ除外ヲ要求スルモ

ノアリ又之ヲ賛成スルモノアリ種々ノ意見提出セラレ殊ニ露西亞委員ハ「國際農事協會」ノ作製セル世界農業「センサス」標準様式ハ尚必要ナル事項ヲ逸セルモノアルノミナラス農業統計ニ關スル國際條約ノ規定トシテハ本條文ハ甚タ不充分ナルヲ以テ農業統計ノ範圍方法ニ關スル詳細ナル事項ヲ條約ノ附屬書トシテ加フヘシト主張シ (C. S. O. Prod. 6 及同 P. V. 4) 万国農事協會ノ委員之ニ反対シ其他種々ノ異見アリ結局右露西亞ノ提案ハ特別ナル小委員會ニ附議スルコトトシ伊藤代表之カ議長トシテ審議スルコトナレリ

又伊太利委員ヨリ「農業ニ關スル一般調査ハ出来得レハ國際農事協會ノ提唱セル方針ニ依リ毎十年ニ一回國際農事協會ノ提議セル年ニ於テ施行スルコト」 (C. S. O. Prod. 4) ト修正シ一九三〇年一九四〇年等ノ年ノ表示ヲ削除スヘキ修正案ヲ提出シ審議ノ結果大体之ヲ是認セリ

而シテ露西亞ノ提案ニ關スル小委員會ニ於テハ直ニ審議ヲ遂ケ午後ノ本委員會ニ伊藤委員長ヨリ

「小委員會ニ於テハ審議ノ結果露西亞ノ提案ハ多数諸国ノ同意ヲ得ス遺憾ナカラ否決シタルモ英文ノ on the line 11 当ル仏文ノ文字ヲ改メタル結果露西亞ノ提案ハ一部撤回セラレタリ又露西亞委員ヨリ提出セル希望ニ付テハ特殊ノ委員會ニ附議スルコトニ決定セリ」ト報告

委員會ニ於テハ審議ノ結果右小委員會ノ報告ヲ是認セリ

尚本項ハ次項(B)(C)ト共ニ特別ノ小委員會ニ附議スルコトナレリ

- (三) 其後露西亞委員ハ世界農業「センサス」ニ「作付面積、家畜収獲高」ノ調査ノ結果ヲ正確ナラシムル為及農業ノ組織並主要農業地方ニ付特別ノ標本調査ヲ行フヘキコト、農民ノ經濟的社会的關係就中借地抵当權ノ關係、生産消費ノ状況ニ關スル事項ヲ加フルコト農産物畜産蜜蜂等ノ調査ハ同一年ニ施行シ且ツ之等ノ調査ハ収支ノ記帳ニ付調査スルコト等ヲ本條約ノ勧告トシテ加フヘシトノ提議 (C. S. O. Prod. 17) ヲナセルモ六日ノ委員會ハ討議ノ結果之ヲ否決セリ

- (四) 又國際農事協會ヨリ本條約議定書中ニ「本條約ハ何等國際農事協會ノ權能ヲ制限シ又ハ影響ヲ与フルモノニアラサル旨」

附加セラレタシト提議 (C. S. O. 23) シ委員会ニ於テハ審議ノ結果之ヲ是認セリ

(五) 本項ト次項 (B) ヲ一括セル特別小委員会ハ種々審議ノ結果左ノ如ク七日ノ委員会ニ報告セリ (C. S. O. 25 (1))

(イ) 委員会ニ提出セラレタル原案ノ拡張ニ関スル幾多ノ修正又ハ提議ハ条約第八条ニ依リ設置セラルヘキ専門委員会ニ附議スルコト

(ロ) 第一条ノ生産委員会所属ノ事項ニ関シテハ何等實質的ノ変更ヲ加ヘサルモ委員会ハ条約ニ関係スル凡テノ国ヲシテ容易ニ受諾セシメンカ為メニ厳ニ過クルト思ハルル条文ハ之ヲ緩和セリ

農業ニ関スル一般調査ニ付テハ原案ニ在リシ「年」ノ表示ヲ削除セハ右ハ農業「センサス」ヲ人口又ハ職業調査ト同一年ニ施行スルコトトナストキハ多クノ国ニ於テ幾多ノ困難ニ遭遇スヘキヲ以テ実施ノ時期ニ付テハ之ヲ各国ニ一任スルニ如カスト認メタルニ依ル依テ本項ハ左ノ如ク修正セリ

「国際農事協会ノ提唱セル方針ニ依ル農業ノ一般調査右ハ出来得レハ毎十年ニ一回国際農事協会ノ提議セル年ニ於テ施行スルコト」

(イ) 右ノ修正ト共ニ「国際農事協会ニ依リテ採択セラレタル世界農業「センサス」標準様式ハ農業「センサス」ノ価値アル基礎的ノモノト認ムルヲ以テ委員会ニ於テハ右ノ標準様式ハ同協会第九回総会ノ報告ト共ニ報告又ハ参考書トシテ本条約ニ附属セシムルコト」

(ニ) 原案議定書第三項国際農事協会「第八回」総会トアルハ「第九回」総会ニ改ムルコト
右特別小委員会ノ報告ハ審議ノ結果之ヲ可決セリ

第二款 農業ニ関スル年統計

条約第二条第三項 (B) (原案第一条第三項 (B))

(一) 原案「主要農産物ノ作付面積及收穫高ノ年統計」

本項ニ付テハ日本ヨリ作付面積及收穫高ノ外出来得レハ收穫面積ヲモ加フヘキ修正案 (C. S. O. Prod. 3) ヲ提出

(二) 右ハ十月三十日ノ生産委員会ノ審議ニ附セラレ伊仏ノ委員ヨリ質問的ノ意見アリシモ国際農事協会其他ノ賛成アリ討議ノ結果「斯クノ如キ調査ヲ必要トスル場合ニ於テハ」トノ文字ヲ附加スヘキ意見出ツ蓋シ歐洲諸国ニ於テハ作付面積ト收穫面積ハ殆ト差違ナシト見両者ヲ區別シテ調査スルヲ欲セサルカ故ナルモ農業統計トシテ両者ヲ區別スルノ必要アルハ何人モ異論ナキ所結局右ノ文字ヲ附加シテ我国ノ提案通り可決セリ

(三) 本項ハ特別小委員会ニ依リ文字ノ修正アリシモ尚我国ヨリ「作付面積出来得レハ無收穫面積及收穫面積」ト修正シ作付面積ノ意義ヲ明ナラシムヘキ意見ヲ提出シ特別委員会ノ是認スル所トナレルモ其後総会ニ於テ「無收穫面積」ヲ削除セリ

第三款 家畜統計

条約第二条第三項 (C) (原案第一条第三項 (C))

(一) 原案「主要家畜頭数ニ関スル定期調査 (出来得レハ年統計)」

(二) 本項ニ付テモ日本ヨリ頭数ノ外性別年齢別ヲモ調査事項トシテ加フヘキ修正案ヲ提出 (C. S. O. Prod. 3)
本項ハ十月三十日ノ委員会ニ附議セラレタルカ大ナル反対モナク我国ノ提案通り可決セラレタリ

第四款 森林統計

条約第二条第三項 (D) (原案第一条第三項 (D))

(一) 原案「主要木材生産国ニ於ケル定期ノ森林資源調査右統計ニハ森林面積及若シ可能ナレハ蓄積量、毎年ノ生長量及伐採

量ヲ計上シ又出来得レハ立木ノ性質ニ依リ区分スヘシ」

(二)本項ハ森林関係国ノミノ特別小委員会ヲ作リテ審議スルコトナレリ

(三)本項ニ関シテハ日本委員ヨリ「主要木材生産国」トアルヲ「林業ヲ主要産業トスル国」ト修正スルコト森林面積ノ調査ハ之ヲ所有別トスルコト及毎年ノ造林面積ヲモ調査スルコト等ノ修正案ヲ提出

又米国委員ヨリ「伐採木材ノ売買数量ニ関スル年統計出来得レハ特殊の経済的用途ニ区別スルコト主要護謨生産国ニ於ケル護謨原料ノ生産高ニ関スル年統計並森林資源ノ定期調査ヲ国有私有ノ所有別トスルコト」等ヲ加フヘキ修正案ヲ提出

(四)本項ニ関スル特別小委員会ハ十二月一日開会シテ之ヲ審議セルモ原案ヨリモ調査ノ範圍ヲ拡張スルコトハ多数ノ国ニ於テ反対シ日米ノ両修正案ハ到底通過ノ見込ナキニ至レリ我國ニ於テハ模様ニ依リ尚伐採材積ヲ用材薪炭材トニ区別スヘキコトヲモ提議スルノ予定ナリシモ議場ノ形勢ハ到底望ミナキヲ以テ見合セ「主要木材生産国」トアルヲ「林業ヲ主要トスル国」ニ改ムルコトヲ強く主張シ此点ノミ採択セラレ他ハ原案ノ儘トスルコトニ決定セリ
右ハ午後ノ生産本委員会ニ附議セラレ小委員会ノ報告通り決定

第五款 水産統計

条約第二条第三項(D) (原案第一条第三項(D))

条約第四条 (原案第六条)

附属書第二 (原案附属書第四)

(原案議定書第四)

(一)本項ハ貿易委員会ノ所属ナリシモ関係国ノミノ特別小委員会ニ於テ審議スルコトナリ右小委員会ニ参加セル国ハ左ノ

如シ

英、加奈陀、丁抹、仏国、印度、伊太利、日本、諾威、瑞西、和蘭、露西亜

諾威ノ「ヤーン」氏議長トナリテ審議

(二)本項ニ付テハ我國ヨリ左ノ如キ修正案ヲ提出

(1)第一条第三項(e)「海産物」トアルヲ広ク「水産物」トスルコト又出来得レハ陸揚高ノ外漁獲高及水産製造物ヲ加フルコト

(2)附属書第四第一項海産物ト内水ノ水産物トハ区別シテ掲上スルヲ要セサルコト

(3)附属書ニ水産養殖及水産製造物ヲ加フルコト

(4)水産業者ハ主業副業ノ外男女別トスルコト

(5)附属書第四第三項ヨリ漁具ヲ削除シ第四項ヲ削除スルコト

又露西亜ヨリ水産物ノ例示ニ鯨鯨ヲ加ヘ水産業者ハ社会階級ニ依リテ区別スルコト漁船ノ分類ハ帆船蒸汽船噸数ニ依リテ別チ乗組員ヲモ調査スルコト等ノ修正案提出

又伊太利ヨリ第六条ノ条文ハ厳ニ過クルヲ以テ他ノ条文ト同様程度ニ緩和スルコトノ提議アリ

(三)右ニ関スル小委員会ハ十二月四日午前九時半開会先ツ我國ノ修正案ニ付審議ヲ開始シタルカ第一条第三項(e)ノ海産物ヲ広ク水産物トスルコトニ付テハ内水ノ水産物ハ殆ト調査セサル国多ク多数ノ反対アリ其他水産養殖水産製造物ヲ加フルコトニ付テモ難色アリ日本伊藤委員ハ原案ノ陸揚主義カ水産統計トシテ適當ナラサルコトヲ指摘シ且ツ各国ノ事情ヲ顧慮シテ敢テ此点ニ反対セサルモ我國ノ提案ハ水産統計ノ重要ト實際の理論の要求ノ最小限ノ修正ナルコト等ヲ力説シタルニ議場ノ形勢一変シ我國ノ提案ハ稍々有望トナレルモ時間ノ關係上未決ノ儘散会

五日午前九時半再ヒ開会我國ノ提案ト共ニ露伊ノ提案ヲ審議セリ我國ノ提案ハ殆ト凡テ承認ノ形勢ナリシモ本委員会開

会ノ為尙未了ノ儘散会シ午後三時三度開会露案ハ全部否決シ我国ノ提案ハ多少ノ修正ヲ加ヘテ全部可決シ又伊太利ノ第六條ニ関スル修正案モ採択セラレ文句ハ修正委員ニ一任スルコトトナル

(四) 右ノ成案ハ左ノ如シ

第一條第三項陸揚量ノ外「出来得レハ内水ノ水産物ヲモ調査スルコト」ト加ヘ

第六條ヲ「締約国ハ附属書第四ニ掲クル原則ヲ承認シ各自国ノ水産統計ニ於テ出来得レハ右ノ原則ヲ採用センコトヲ約ス」ト改メ附属書第四第一項ヲ「海産物ノ陸揚量ヲ主タル種類及水産養殖ニ別チ陸揚船舶ノ国籍及出来得レハ内水ノ水産物ニ付テモ同様ニスルコト」ニ改メ

水産物ノ輸出入量ヲ第二項ニ移シ新ニ第三項トシテ水産製造物ヲ加ヘ原案第五項其国ノ漁獲高ヲ第四項ニ移シ原案第二項水産業者ヲ第五項ニ移スト共ニ主業副業別ノ外新ニ男女別ヲ加ヘ原案第三項ヨリ漁具ヲ削除シテ第六項ニ移シ海ニ於ケル漁船ノ外出来得レハ内水ノ漁船ヲモ調査スルコトニ改メ原案第四項「漁獲セル場所及時期」ヲ「陸揚セル場所及時期」ト改メテ第七項ニ移ス

尚第六條ノ条文ヲ修正セル結果議定書第四項ハ不要ナリトシテ削除スルコトニ決定

(五) 右ハ七日ノ本委員会ニ附議セラレタルカ第一條第三項(E)「水産業カ重要ナル国」ノ字句ハ意義不明ナリトノ異見アリ結局「水産カ経済活動ノ組織的部門ヲナセル国」ト改ムルコトトシ更ニ水産養殖ノ文字ニ付幾多ノ異見出テ結局之ヲ修正セルモ其他ハ凡テ原案ヲ採択スルコトニ決定

(六) 右ノ決定ハ陸揚量ヲ主タル種類及養殖ニ区別スルコトトナリテ不適當ナルヲ以テ八日ノ委員会ニ日本委員ヨリ水産養殖ハ第一項ヨリ第四項ニ移スト共ニ水産養殖ノ文字ハ日本ノ主張通「アツキユカルチャー」トナスヘキ旨提議シ帝國其他ノ異見アリシモ文字ハ修正委員ニ一任スルコトトシテ日本ノ提案通り決定

第三節 工業及鉱業ニ関スル統計

第一款 總 論

報告担当者 商工省統計官 諸 井 桃 二

本會議第三日經濟統計ニ関スル條約案中第一章及第二章即經濟統計ノ範圍及其ノ作成方法ハ之ト關聯ヲ有スル議定書、勸告及附属書ト共ニ商業及生産ノ二委員會ニ分割附託セラレタリ

生産委員會ハ同日午後亜米利加合衆國代表「デュラン」氏ヲ議長トシテ開催セラレ委員ノ推選ニ依リ壤太利代表「ブライスキー」氏ハ副議長ニ諾威代表「ヤーン」氏ハ報告者ニ就任セリ

本委員会ノ議ニ附託セラレタル議案ハ左ノ如シ

條約案第一條第一節乃至同條第四節(但シ第三節(六)項ハ除外)

條約案第三條乃至第五條

議定書第三節

勸告 第一節第三節及第四節

附属書第一乃至第三

右ノ議案中農業、林業、工業及鉱業ノ各統計ニ付テハ各々小委員会又ハ特別委員會構成セラレ生産委員會トシテハ各小委員会及特別委員會ノ報告ニ付審議セリ

工業及鉱業兩統計ニ関スル議論ノ中心ハ小規模經營又ハ小企業ニ付テ其調査極メテ困難ナル点ニ存シ從テ或ハ議定書中ニ右調査ヲ義務的ナラシメサル主旨ノ規定ヲ挿入シ或ハ統計作成方法ヲ規定シタル附属書ヲ修正シ又ハ之カ適用ヲ各国ノ実施可能ナル範圍ニ止ムル主旨ノ條約案修正ヲ了シタリ故ニ本條約ニ依テ定メラレタル諸統計ハ各国ノ実行シ得ル最小限度ニシテ從テ各国ハ其ノ限度以上ニ自國ノ統計ヲ發達セシムヘク努力スヘキ事ヲ本會議ニ依リ希望セラレタリ「ソヴィエト」

聯邦ハ本条約案ニ規定スル以外ノ諸統計ヲ提案シタレトモ大部分生産委員會ニ於テ否決セラレテ成立セス
左ニ工業及鉱業統計ニ関スル小委員會委員ヲ掲ク

(一)工業生産統計ニ関スル小委員會

委員長 英國代表「チャップマン」氏

委員 独逸、丁抹、亜米利加合衆国、仏蘭西、伊太利、「ソヴィエト」聯邦

(二)鉱業統計ニ関スル小委員會

委員長 英國代表「ミッチェル」氏

委員 独逸、亜米利加合衆国、仏蘭西、波蘭、瑞典、國際商業會議所

第二款 工業及商業設備ニ関スル統計(第一条第二節)

(原案) 省略一 (C. S. O. 2 参照)

「主旨」 總テノ工業設備及若シ可能ナレハ商業設備ニ関シ其ノ被傭者数及前者ノ場合ニ於テハ使用機械力ヲ調査スルコト

本案ニ付テハ十一月二十八日一般討議ヲ了シ翌二十九日午後細目ニ涉リ審議シ同日多少ノ修正ヲ加ヘラレテ可決セリ
本案ノ審議ハ左ノ二点ヲ主要ナルモノトス

第一点ハ調査スヘキ工業設備ノ範圍或ハ限度ニ関スルモノニシテ即一定ノ大キサ以上ノ設備ニ非サレハ本調査ヲ施行スルコト不可能ナリトスル見解ナリ之ニ関シテハ議長及報告者ヨリ設備ナルモノノ意義ニ付詳細ナル説明アリタリ即工業設備調査 (Census of Industrial Establishments) ト謂フ場合ニ於ケル設備トハ相當数ノ労働者ヲ使用シ或ハ相當量ノ動力ヲ消費スルモノニ限ラルルモノニシテ從テ米國ニ於テハ此ノ意味ヲ明カナラシムル為本調査ヲ称シテ「工業經營ニ於ケル人

的及動力設備ノ一般調査」 (Census of persons employed and power equipments in Industrial Establishments) ト謂フ慣例ナリ

之ニ対シ各國ハ大体ニ於テ賛成ヲ表シタリ

仍テ瑞典及奧太利代表ハ一定ノ労働者数又ハ動力消費量ヲ以テ本調査ヲ施行スル範圍ヲ定メテハ如何トノ提議アリタレトモ報告者諸威代表ハ設備ノ觀念ニ一定数又ハ一定量ト謂フカ如キ一般的の標準ヲ与フルハ不合理ナリトノ意見ヲ開陳シテ反対セリ

独逸代表ハ何レニセヨ極メテ小規模ノ工業設備ニ関シテ本調査ヲ施行スルコトハ困難ニシテ之ヲ調査範圍ヨリ除外スルコトニハ一般ノ同意スルコトナルヲ以テ本案ノ字句ヲ修正シテ「多少ノ重要性ヲ有スル工業設備」トシテハ如何ト提案セリ
議長採決ノ結果賛成者多数ニテ右修正案ハ可決セラレタリ

審議第二点ハ調査事項ニ関スルモノナリ

「ソヴィエツト」代表ハ調査事項(一)被傭者数ニ関シ之ト共ニ「被傭者ノ範疇」ヲ調査スヘク且又調査事項(三)トシテ「工業ニ於ケル經濟的及技術的發達ノ諸形式」(四)トシテ「工業ニ固定セル資本量」ノ二項ヲ追加スヘシト提議セリ更ニ本調査ハ必ス工業生産調査ト共ニ施行スル様規定スヘシト主張セリ

之ニ対シ「被傭者ノ範疇」ナル項目ヲ挿入スル提案以外ニハ全部各國共反対シ仏蘭西代表ハ「附加スヘシト主張セラレタル調査事項(三)ハ興味アル問題ナレトモ經濟統計外ノ事柄テアル」ト述ヘ強硬ニ反対セリ

議長採決ノ結果反対者多数ニテ「被傭者ノ範疇」ヲ調査スヘシトナス提案以外ノモノハ全部否決且前提案ニ対シテモ「若シ可能ナレハ」ノ字句ヲ附スルコトナリタリ

南阿弗利加代表ハ調査事項(一)被傭者数ニ関シ之ヲ成年ト未成年ニ區別シテ調査發表スルコトニ付テハ「若シ可能ナレハ」ナル字句ヲ附加セラレタキ旨主張シ議長採決ノ結果賛成者多数ニテ右提案ハ可決セリ

米國代表ハ調査事項(二)使用機械力ニ関シ之ヲ「若シ可能ナレハ」予備機械力ト區別シテ示スヘク且電力ニ関シ自家發電ナリヤ受電ナリヤヲ調査スヘキコトノ二案ヲ主張議長採決ノ結果可決セラレタリ

報告者ハ上記ノ各修正ニ基キ本案ヲ整理シ本會議ニ「生産委員會案」トシテ報告セリ

(生産委員會報告) 省略— (C. S. O. 25. C. S. O. Prod. 20 参照)

原案トノ差異要領

- (一) 調査スヘキ工業設備ハ多少ノ重要性ヲ有スルモノニ限ルコト
- (二) 調査事項(一)中ニ「若シ可能ナレハ被備者ノ範疇」ナル一項ヲ加ヘ調査スルコト
- (三) 調査事項(二)使用機械力ヲ若シ可能ナレハ予備機械力ト區別シテ示スコト及電力ヲ自家發電ト受電トニ區別シテ示スコト

第三款 鉱業統計 (第一条第三節(一)項、第五条及附屬書第三)

(原案) 省略— (C. S. O. 2 参照)

「主旨」第一条第三節(一)項鉱及金屬ノ生産統計

第五条 右統計ノ作成ニ関シ附屬書第三ノ方法ヲ採用スルコト

附屬書第三 標準統計表

此ノ外國商業會議所作成ノ鉱業統計方式 (C. S. O. 6) ヲ参考トシテ右ト一括協議ノコトトナリタリ

本案ニ関シテハ十二月一日午前一般討議ヲ了シ詳細ナル協議ハ同日構成セラレタル小委員會 (總論參照) ニ於テ行ハレ十二月五日該小委員會報告ニ付審議シタリ

一般討議ニ於テハ先ツ國際商業會議所ニ屬スル專門家二名石炭並鉄及鋼ニ関シ同會議所ノ作成ニ係ル鉱業統計方式 (前出

C. S. O. 6) ニ付大要説明セリ

日本ハ鉱業統計ニ付テハ稍々制限セラレタル範圍ニ於テ之ヲ施行セルヲ以テ一般討議ノ機會ニ次ノ如キ意見及希望ヲ開陳セリ即日本ニ於ケル鉱業統計ハ日本カ有スル鉱業法施行ノ爲必要ナル範圍ニ於テ作成スルモノナルヲ以テ本條約ニ規定スルカ如キ詳細ナル統計ヲ有スルモノニ非ス故ニ本條約中ニハ鉱業統計ニ関シ各國カ施行スヘキ最小限度ヲ規定シ各國ハ出來得ル限り其ノ限度以上ニ自國ノ鉱業統計ヲ發達セシムル様努力シタシ本日構成セラレタル小委員會ニ於テモ此ノ意味ヲ以テ協議セラレンコトヲ希望ス

之ニ對シ議長ハ各國カ生産統計ヲ作成スヘキ鉱及金屬ハ其ノ國ニ採リ國家的重要性ヲ有スルモノニ限ラルコトハ既ニ本條約第一条第三節(一)項ニ規定スル所ナリ然シテ右ノ國家的重要性ノ有無ハ各國自由ニ決定シ得ル所ナルヲ以テ日本モ亦鉱業統計作成ニ付十分自由ナル立場ニ在ルモノト信ストノ見解ヲ述ヘタリ

十二月五日鉱業統計ニ関スル小委員會報告ニ付審議ス (C. S. O. Prod 14)

委員長ハ上記ノ報告書ニ付簡單ナル説明ヲ為シ尚第五条ノ字句ニ付訂正ヲ為シ附屬書第三ノ統計方式ノ適用ハ各國ノ可能ナル範圍ニ止ルヘキモノト小委員會ニ於テ決定セル旨説明セリ

小委員會報告中第一条第三節(一)項ニ付テハ原案ト主旨ニ於テ大差ナク「ソヴィエツト」聯邦ハ其ノ調査品目石炭中ニ泥炭ヲ附加スヘキコトヲ主張シタレトモ調査不可能ナル故ヲ以テ否決セラレ小委員會報告ハ其儘可決セラレタリ

小委員會報告中第五条ニ関スル部分ハ原案ト異ナリ前述ノ如ク附屬書第三ノ適用ヲ各國ノ可能ナル範圍ニ止メタルモノニシテ之ニ對シテハ何等ノ意見及修正ナク採決ノ結果可決セラレタリ

小委員會報告中附屬書第三ニ関スル部分ハ原案ト異ナリ一般規定ト簡單ナル統計方式トノ二部分ヨリ成ルモノトナレリ「ソヴィエツト」代表ハ石炭ノ調査ニ関シ原案採用ヲ提議シタレトモ否決セラレタリ其他諾威ノ主張ニ基キ小規模鉱業ニ関シテハ附屬書第三ニ掲クルカ如キ詳細ナル調査ヲナスコト不可能ナルヲ認メ議定書ニ其ノ主旨ノ規定ヲ設クルコトトシ

一応附属書第三ニ関シテハ小委員会報告全部ヲ其儘可決シタリ

十二月六日「ソヴィエツト」聯邦ハ経済統計完備ノ見地ヨリ鉱業統計中特ニ燃料ニ関シテハ単ニ生産ノミナラス其ノ貯蔵及消費ヲモ調査スルコト必要ナリトノ主張ニ基キ提案ヲ為セリ (C. S. O. Prod. 6. Annex III) 調査困難ナル理由ニ依リ反对者多ク採決ノ結果否決セラレタリ

報告者ハ右小委員会報告ヲ取纏メ之ヲ本会議ニ「生産委員会案」トシテ報告セリ

(生産委員会報告) 省略一 (C. S. O. 25. C. S. O. Prod. 20 参照)

「参考」本会議ニ於テモ大体ニ於テ鉱業統計ニ関スル生産委員会報告ヲ認容シ可決シタリ之ニ依レハ鉱業生産統計作成ノ範圍ハ(一)非金属鉱(二)金属鉱石(三)金属ノ三ヲ包含スルモノナルカ故ニ日本ハ金属鉱石ノ調査ヲ現在施行セサル關係上此ノ部分ノ調査義務ヲ留保スルノ必要ヲ生シタリ最初ヨリ鉱石調査ヲ条約ヨリ除外スヘシトノ提案ヲ為ササリシ所以ハ日本ニ該調査ナキノ故ヲ以テ世界各国ニ於テ之ヲ施行スルヲ妨クルハ適當ナラスト思慮シタル点ニ在リ日本ノ鉱石調査ニ対スル留保ハ本会議ニ於テ英、仏、伊ノ諸国ヲ初メトシ各国ノ不必要ナリトシテ反对スル所ニシテ一般の留保ハ到底不可能ナルヘシト思料セラレタリ蓋シ各国ノ反对意見ハ本規定ハ其ノ鉱石ノ生産力其ノ国ニ採リ重要ナルモノノミニ限ルノ主旨ナルヲ以テ何レノ鉱石ヲ調査スルカハ各国ノ自由トスル所ナリトノ点ニ基ク然レトモ銅鉱ノ如キハ我國重要鉱産物ニシテ國家の重要性ヲ有スルモノナレトモ現ニ調査ナキカ如キ状態ニアル旨説明シ日本ハ何レノ鉱石ヲ調査スルカハ単ニ國家の重要性ノ有無ニノミ依ラス絶対ニ其ノ撰択ヲ日本政府ノ判定ニ委ネラルヘキ旨ヲ主張セリ各國ハ未タ不必要トシテ此ノ主張ニ反对ノ形勢ニアリタレトモ特ニ日本代表ノ希望スル所トシテ右ノ主旨ニ基ク留保ヲ認容スルニ至レリ即留保トシテ「鉱石ノ撰択ハ之ヲ日本政府ノ判定ニ委ヌ」トノ全文ヲ議定書第二部ニ記載シタリ (C. S. O. 73. Page 8 参照)

第四款 工業生産統計(第一条第三節(ト)及(チ)項、第三条、第四条、附属書第一、第二、及勸告第一、第三、第四) 第四

(原案) 省略一 (C. S. O. 2 参照)

「主旨」第一条第三節(ト)項 工業生産調査

同 (チ)項 代表的工業ノ活動力指数ヲ毎三ヶ月ニ作成公表スルコト

第三条及第四条 右ノ二統計作成方法トシテ附属書第一及第二ヲ採用スルコト

附属書第一及第二 工業生産統計作成方法

勸告第一、第三、及第四、 省略

本案ニ関シテハ十一月三十日一般討議ヲ了シ詳細ナル協議ハ同日構成セラレタル小委員会(総論参照)ニ於テ行ハレ十二月四日該小委員会報告ニ付審議シタリ右小委員会ニハ英國提出ノ修正案 (C. S. O. 8) 伊太利提出ノ修正案 (C. S. O. Prod. 4) 及同シク伊太利提出ノ修正案 (C. S. O. Prod. 9) ノ審議ヲ附註セラレタリ

一般討議ニ於テハ主トシテ工業ノ発達程度低キ諸國各々国情ヲ説明シ本調査ニ関スル規定ノ緩和的修正ノ希望主張セラレタリ「チエツコスロヴァキア」ノ如キハ本案ハ之ヲ總テ勸告ノ程度ニ止ムヘキモノニシテ然ラスンハ本条約ヲ承認スルヤ否ヤニ付本国ニ招訓セサルヘカラサルコトヲ主張セリ又印度及埃及ハ其ノ國ノ特産品タル棉花、茶、「ジュー」等ニ関シテハ詳細ナル調査ヲ現ニ有スルモ其ノ他ニ付テハ本案ノ如キ詳細ナル調査ヲ為スコト殆ト不可能ナリト述ヘタリ其ノ他波蘭、「ブルガリア」、玖馬、伯刺西爾、伊太利等何レモ本案ノ修正ヲ希望セリ

英國代表「チャップマン」氏(小委員会委員長)ハ此等ノ諸説ニ対シ本規定ニ依ル調査ハ工業ノ相当発達セル諸國ニ於テノミ行ハルヘキモノナルコト勿論ニシテ從テ二三ノ農業國カ実行不可能ナリトノ故ヲ以テ本案ヲ總テ勸告トナスカ如キハ絶対ニ賛成シ難キ所ナリ且又本案ノ如キ詳細ナル調査ヲ直チニ実行シ難シトスルモ各國ハ本案ニ規定スルカ如キ方針ニ依

リ漸次自国ノ工業ニ関スル統計ヲ發展セシムヘキモノナリト信スト主張セリ

十二月四日工業生産統計ニ関スル小委員会報告ニ付審議ス (C. S. O. Prod. 13 & C. S. O. Prod. 18) 委員長ハ上記ノ報告ニ付簡單ニ説明セリ

小委員会報告中第一条第三節(ト)項ニ関シテハ原案ト其ノ主旨ニ於テ大差ナク採決ノ結果直チニ可決

小委員会報告中第一条第三節(フ)項ニ関シテハ原案ハ本統計ヲ毎三ヶ月ニ発表スヘシト規定シタルモ本報告ニ於テハ「若シ可能ナレハ毎三ヶ月寧ろ毎月」ト修正セラレタリ採決ノ結果可決

右ノ二規定ニ関聯シテ小委員会ハ次ノ規定ヲ議定書ニ挿入スヘキコトヲ決議シ報告シタリ即チ「生産統計ノ作成ハ重要ナルコトナレトモ第一条第三節(ト)及(フ)項ニ規定スル調査ハ之ヲ家内工業及小工業ノ生産ニ関シ強制スルモノニ非ス」此ノ新規定ニ対シ各国ハ其ノ主旨ニ於テ異論ナキハ勿論ナルモ「家内工業及小工業」ノミニテハ未タ不十分ナリトノ主張多数ニテ更ニ修正ヲ希望セラレタリ且又工業ニシテ極メテ小数ノ設備ヲノミ有スルニ止マルモノハ本案ノ調査ヲ発表スルコトニ依リ事業上ノ諸秘密ヲ暴露スルノ虞アルヲ以テ此等總テニ関聯シテ小委員会報告ノ新規定ハ更ニ修正ヲ要スルモノナリト主張セラレタリ仍テ新タニ次ノ二規定ヲ議定書ニ挿入スルコトトナリタリ即チ一ハ「統計ヲ公表スルコトノ結果トシテ個々ノ工場ノ事実ヲ公表スルカ如キ事トナル場合ニハ之カ公表ニ付何等ノ義務ナシ」ニハ「小企業ノ生産ニ関シテハ推計ニテ差支ナシ」トノ主張ヲ有スルモノナリ此ノ修正案ニハ採決ノ結果可決セラレタリ

小委員会報告中第三条ニ関シテハ「附属書第一ノ適用ハ各国カ此処ニ規定スル工業生産調査ヲ行フコト可能トナリタル場合ニ於テ初メテ行ハルヘキモノ」ナル主旨ノ修正ヲ加ヘラレテ報告セラレタルヲ以テ採決ノ結果直チニ可決

小委員会報告中第四条ニ関シテハ前同様ノ修正ヲ加ヘラレタル為同シク可決

小委員会報告中勸告案ニ関シテハ其ノ第一ノ四項トシテ電力ニ関スル統計ヲ挿入セリ採決ノ結果第一中一、二、三、四、共可決

小委員会報告中勸告案第三及第四ニ関シテハ之ヲ一括シテ「生産調査ハ工業ノ十分発達シタル国ニ於テハ少クトモ十年ニ一回施行スヘシ」トノ主旨ヲ有スル勸告案トシテ報告セラレタリ採決ノ結果可決セラレタリ

小委員会報告中附属書第一及第二ニ関シテハ直チニ研究審議セスシテ之ニ関シテ提出セラレタル修正案ト共ニ第八条ニ規定スル専門委員会ニ附託研究セシメラルコトト決定シテ報告セラレタリ採決ノ結果可決セラレタリ

更ニ「ソヴィエツト」聯邦ハ工業統計ニ関シ三種ノ勸告案ヲ提出セリ (C. S. O. Prod. 17) 工業生産調査ニ関スル提案ハ前同様専門委員会ニ附託大工業ニ関スル生産、労働及機械ノ年統計ハ重複スルモノトシテ否決セラレタリ最後ニ動力ニ関スル提案ニ付テハ賛成者多数ニシテ既ニ小委員会カ同様ノ提案ヲ為シテ生産委員会ニ於テ可決セラレタルヲ以テ重複スルモノトシテ反対セル者アリタレトモ結局採決ノ結果可決セラレタリ

報告者ハ上記ノ各修正ニ基キ本案ヲ整理シ本会議ニ「生産委員会案」トシテ報告セリ

(生産委員会報告) 省略 (C. S. O. 25; C. S. O. Prod. 20 参照)

第五款 「ソヴィエツト」聯邦提案ニ係ル統計

(一)労働統計 (第一条第八節トシテ挿入) (C. S. O. Prod. 6 Annex II) 「ソヴィエツト」聯邦代表「クリッツマン」氏経済統計完備ノ見地ヨリ本提案ノ採用ヲ求ム然レトモ本統計ニ関シテハ他ノ機關ニ於テ研究シツツアルヲ以テ本条約ニ規定スルノ必要ナシトノ意見多数ニテ採決ノ結果否決セラレタリ

(二)兵器及軍需品ニ関スル生産統計 (第一条第三節(ジ)項トシテ挿入) (C. S. O. Prod. 15)

本提案ニ対シテハ仏蘭西、英国ヲ初メトシテ何レモ反対意見ヲ述ヘ採決ノ結果否決セラレタリ

(三)内国商業ニ関スル統計 (第一条第六節トシテ挿入) (C. S. O. Prod. 16)

調査困難ナル理由ヲ以テ反対者多ク否決セラレタリ

仍テ「ソヴィエト」聯邦ハ之ヲ勸告案トシテ更ニ提案シタレトモ其ノ必要ナシトノ意見多数ニシテ同様否決セラレタリ

第四節 外国貿易統計

報告担当者 大蔵事務官 谷 口 恒 二

外国貿易統計ニ関スル事項ハ會議第三日（十一月二十八日）ヨリ商業委員会ニ附託セラレ爾來十二月八日ニ至ルマテ連日委員会及小委員会ノ開催ヲ見タリ商業委員会ハ始め漁業統計及物価指数ニ関スル事項ヲモ審議スヘキ予定ナリシモ外国貿易統計ニ関スル重要討議事項ノ過多ナリシ為メ前者ノ審議ハ全ク之ヲ小委員会ニ一任シ後者ハ之ヲ生産委員会ニ移スニ至リ（C. S. O. Commerce P. V. II）結果ニ於テ本委員会ハ全ク外国貿易統計委員会ト化シ去リタルカ右ハ会々以テ如何ニ外国貿易統計ニ重キヲ置キタルカラ推知セシムルニ足ルモノナリト云フヘシ

商業委員会ハ独逸代表「ワーゲマン」氏ヲ委員長トシタルカ會議進行中主トシテ指導の原論ヲ吐キタルハ白耳義代表「ジュラン」氏及英国代表「フラツクス」氏ニシテ就中後者ノ所説ニハ幾多傾聴ニ値スルモノアリ伊藤代表委員ハ生産委員会ニ出席スルノ外条約起草委員ノ要職ニ挙げラレ寸暇ナカリシモ而カモ本委員会及小委員会ニ出席シテ我方意見ノ貫徹ニ努メタリ

委員会中各国代表所論ノ基調ヲ為シタルモノハ実ニ外国貿易統計ノ國際比較性（International Comparability）ニ在リ此ノ問題ハ各国ノ外国貿易統計作成方法ヲ齊一ニシテ此共同基礎ノ上ニ立テル絶對的數字ヲ相互ニ比較スルコトヲ得シメントスル絶對的比較性ト數國間ニ於ケル外国貿易數字ノ相關の關係ヲ相互ニ比較スルコトヲ得シメントスル相對的比較性トノ二箇ノ觀念ニ分析セラレタルカ寧ロ後ノ相對的比較性ノ重視セラレタルヲ見ルヲ得ヘク本會議長「ラツパール」氏カ其ノ開會ノ辭ニ於テ提示シタル外国貿易貨物ノ仕出地仕向地ニ関スル比較性ノ如キ隨次各国代表カ好シテ熱心ニ討議スル所タリキ尚草案第八条ノ規定ニ係ル專門家委員会ハ其ノ將來ノ活動ニ付多大ノ期待ヲ払ハレツツアリ各般ノ難問ニ際会スル

毎ニ想起セラレ之ヲシテ將來國際統計中心機關タラシメントスルノ形勢歴然タルモノアリ又關稅課稅品目統一計畫ハ現ニ之カ起案ニ當リツツアル國際聯盟經濟委員会ハ勿論本會議各国代表ニ由リテモ極メテ熱心ニ支持セラレ之ヲシテ統計品目問題ノ外統計數量問題ヲモ解決セシメントスルカ如キ所説ヲモ耳ニシタリ我國ニ於テモ將來此問題ニ對シテハ周到ナル注意ヲ払フノ要アルモノト思料セラル

以下英文条約草案各条項（C. 340. M. 98. 1928. II. (C. S. O. 2)）ニ基キ主トシテ本委員会及小委員会ニ於ケル審議ノ概要ヲ記述セントス本委員会決議ハ後ニ起草委員会及總會ヲ經テ夫々適當ナル形式ヲ以テ条約又ハ其ノ附屬書中ニ表現セラルルニ至リタルナリ

(一) 外国貿易統計範圍（草案（以下略之）第一条第五項）

一、外国貿易統計月表及年表（同項(a)）

英国代表ヨリ數量ハ夫レカ重要ナル意義ヲ有スル場合ニ於テノミ（wherever significant）統計スレハ足ルモノト為スヘシトノ修正意見アリ（C. S. O. 8）和蘭代表ハ稅關ニ於テハ何品ニ付テモ申告ヲ要求スルモノナレハ政府ヲシテ強テ之ヲ統計ニ掲ケサラシムルノ要ナシト云ヒ白耳義代表ハ價格ヨリモ數量ヲ重ンスヘキノ理由ヲ以テ之ニ反對シタルモ「ダイヤモンド」、絵画ノ數量ヲ記載スルハ無意義ニシテ無意義ナル申告ハ宜シク之ヲ廢止スルコト一日モ早カルヘシトスル英国代表ノ意見ニ庄倒サレ此修正案ノ趣旨ヲ議定書中ニ掲クルコトナリタリ（C. S. O. Commerce 28）月表ノ作成ニ関シテハ羅馬尼代表ヨリ“it possible”ノ挿入要求アリ伯刺西爾代表モ亦月表（monthly return）カ毎月發表（monthly publication）ヲ意味ストセハ実行不可能ナリトノ提言アリタルカ之ニ對シテハ其ハ「特定ノ月ニ關スル報告」（“returns dealing with the particular month and no more”）ヲ意味スルニ過キスシテ発行月日ヲ問題トスルモノニ非ストノ説明承認セラレタリ更ニ月表ハ其ノ統計品目數並記載事項及國別統計作成ニ付キ必スシモ年表ト同程度ニ詳細ナルヲ要セストスルノ意見採択セラル（C. S. O. Commerce 28）孰レモ我國トシテ異議ナキ所ナリ

二、外国貿易船舶統計（同項(b)）

最モ重大ナル反対ハ本問題ハ外国貿易統計ニ関スルモノニ非スシテ交通統計ニ関スルモノナリトスルノ所説ナリ波蘭代表ハ右ノ見地ヨリ船舶ニ限ラス鉄道及其他一切ノ交通機関ニ関スル統計ヲ網羅スヘシト唱ヘ和蘭代表之ニ和シタルノ外「ソヴィエツト」代表ハ完全ナル交通統計作成ノ必要ヲ強調シタリ之ニ対スル英國代表ノ態度ハ依然トシテ海上貿易ノ重要性ヲ認メントスルモノノ如ク交通統計ニ関シテハ目下國際聯盟ニ於ケル特別委員會ノ審議中ニ属スルヲ以テ暫ク之ヲ本条約ノ問題外ニ置クラ可ナリトシ「外国貿易及船舶」ナル題目ヲ單ニ「外国貿易」ト修正シタル上最終議定書中ニ右ノ決定ハ交通統計ニ関スル將來ノ國際的決定ニ何等予断ヲ与フルモノニ非サル旨ヲ掲記スルコトトシテ各国代表ノ賛意ヲ得タリ（C. S. O. Commerce 9； C. S. O. Commerce P. V. 8； PP 1-4； C. S. O. Commerce P. V. 5； C. S. O. Commerce 21）此問題ハ我國トシテモ將來研究ヲ要スヘキモ海上外國貿易ノ重要性ハ之ヲ全ク純粹ナル交通問題トシテ論シ去ルヲ許ササルモノアリト思料セラル

（二）価格申告制度（第二条第一項）

申告価格確認方法ニ関シ「ラトヴィア」代表ヨリ之ヲ具體的ニ規定スヘク仕入書ニ由ルヲ可トスルノ提案（PP 12-15 C. S. O. Trade P. V. 2）アリタルカ之ニ対シテハ仕入書ノミニテハ足ラス若シ具體的方法ヲ定ムヘクハ数多ノ標準ヲ網羅セサルヘカラストノ波蘭代表反対意見アリ（P. 14 C. S. O. Trade P. V. 2）独逸代表ノ仕入書カ全然實際的価値ヲ欠クコト往々ナリトスルノ説ハ白耳義及其他各国代表ノ概ネ異見ナキ所タリ結局確認方法ニ関シテハ之ヲ各国ノ自由裁量ニ一任スルノ草案規定ヲ一步モ出ツルコトナクシテ止ミタリ

（三）統計価格（第二条第二項）

本項ニ関シ最モ困難ヲ感シタルハ亜米利加合衆國、新西蘭、「オーストラリア」等從価稅賦課上 C I F 價格ニ依ラス外國價格（Foreign value）ニ依ル國ニ対シ草案規定ヲ如何ニ調和セシムヘキカノ点ナリキ然レトモ此ノ難問ハ英國代表及合

衆國代表ノ斡旋ニ由リ（P. 2 C. S. O. Commerce P. V. 3）前記ノ種類ニ属スル各国ハ從価稅課稅價格ヲ統計價格トシテ使用スルコトヲ妨ケサルヲ承認シ同時ニ此承認ハ之等各国カ其ノ採用スル特殊ナル統計價格ト C I F 價格トノ見込差額切言セハ保險料運賃ノ見込額ヲ少クモ毎年末ニ於テ發表スルコトヲ条件トスルノ決定ニ依リ簡明ナル妥協ニ到達スルヲ得タリ故ニ条約附屬書第一部第三項(b)ハ貨物ノ外國價格ヲ從価稅課稅價格トスル諸國ノ為メニ特ニ設ケラレタル規定ナリト解シテ可ナルモノトス（PP 12-15 C. S. O. Commerce P. V. 5）

（四）計量方法（第二条第三項）

白耳義代表ノ純量一貫説アリ和蘭代表ノ総量一貫説アリ然レトモ大勢ハ兩者ノ何レカラ一貫スルノ要ナク之ヲ併存スルモ大勢ノ觀察ヲ妨クルモノニ非ストシタリ仏國代表ハ強ク本問ノ決定ヲ國際聯盟ノ關稅課稅品目統一委員會ニ一任スヘシト主張シタレトモ各国代表ノ容ルル所ト為ラス惟フニ關稅課稅品目ノ統一ハ其レ自体ニ於テ非常ナル重大問題ニシテ之カ解決ニハ前途幾多ノ困難アルヲ予見スヘク今此ノ重任ヲ負ヘル委員會ニ新ニ問題ヲ附託スルハ徒ニ問題ノ解決ヲ遷延スルニ等シキモノト云フヘク兩者ノ併立ヲ肯定シ唯兩者ノ何レニ由レルカハ明瞭ニ之ヲ表示スヘキモノトシ差当リ貿易統計ノ比較性ヲ招来セントスル草案ヲ採択スルニ如カサルナリ況ンヤ品目ト其ノ計量トハ全然別箇ノ問題ニ属シ從テ別箇ノ見地ヨリ觀察セラルルヲ要スルニ於テオヤ此点ニ關聯シテ英國代表カ重量問題ノミニ没頭スル各国代表ニ注意シテ重量以外ノ計量方法ノ重要性ヲ指摘シ布帛ヲ引例シテ重量以外其ノ經緯絲數ヲモ知ルノ要アリトシ草案ニ於テ単ニ「單位」トアルヲ「一單位又ハ數單位」（unit or units）トスルノ修正意見ヲ通過セシメタルハ正論ト推賞スヘク會々計量方法ニ関シ幾多ノ独特ナル問題アルヲ暗示シタリ尚計量單位ニ関シ「疋」一定説出テタレトモ顧ミラルル所ナク委員會ハ其ノ明示ヲ以テ満足シタリ

（五）輸出入統計編纂方法（第二条第四項）

委員會ヲ通シテ最モ熱心ナル討議ヲ現出シ從テ今回ノ會議ノ中心ヲ為シタルハ本項ノ規定ニ係ル特別貿易及一般貿易ノ

定義問題及次ニ述ヘントスル仕出地仕向地問題ナリ本項原案ハ国際統計協会ノ決議ニ準拠セル趣ナルカ委員会ニ於テモ同協会ノ幹部ヲ構成スル各国老大家ハ好シテ此問題ヲ論シテ倦ム所ヲ知ラス

一、通過貿易（第二条第四項第一節）

特別貿易カ一切通過貿易ヲ含ムヘカラサルノ規定ニ関シテハ通過貿易ノ意義明確ナラス（P. 21. C. S. O. Trade P. V. 2）若シ実質的ニ論シテ国内ヲ通過スル貿易例ヘハ輸入及輸出手續ヲ完済スル無税品ノ通過ヲモ包含スルモノトセハ忽チ我國ニ於テモ棉花ニ付キ其ノ著例ヲ生シ輸出統計ヨリ此種実質的通過貿易ヲ完全ニ駆逐スルコト不可能ナルヲ以テ我方トシテハ草案規定ニ反対ノ意嚮ナリシ処伊藤代表委員ノ参加シタル特別貿易ノ意義決定ニ関スル小委員会ニ於テ（P. 33. C. S. O. Trade P. V. 1）輸入者ノ自由処理ニ委ネラレタルモノト認ムヘキ此種貨物ハ之ヲ通過貿易貨物トシテ取扱フヘキ限リニアラストスル各国代表ノ意嚮明瞭トナリタルノミナラス独逸代表ノ提案ニ基キ通過貿易ヲ間接及直接ニ二分シテ之カ定義ヲ明定スルコトナリタルヲ以テ通過貿易ノ意義ニ関スル疑問ハ一掃セラレ從テ本項ニ関シ留保ヲ為スヲ要セサルニ至レリ（第一附屬書第五節第三項、C. S. O. Commerce 15）

二、特別貿易及一般貿易（第二条第四項第二節）

輸出入統計ノ定義ニ関スル各国代表ノ我田引水の所説ヲ要約セハ左記四箇ノ原則ニ帰スヘシ（但シ左記中特別貿易及一般貿易ノ意義ハ草案ノ定ムル所ニ依ル）

- (1) 特別貿易ノ原則ニ依ルモ加工貿易ヲ除クモノ即チ内国生産品ノ輸出ノミヲ輸出統計ニ計上シ国内消費ノ為メニスル輸入統計ノミヲ輸入統計ニ計上スルモノ（PP 5-7 C. S. O. Commerce P. V. 4）
- (2) 特別貿易ノ原則ニ依ルモノ（PP 10-12-15-17 C. S. O. Trade P. V. 1；PP 2-4 C. S. O. Commerce P. V. 4）
- (3) 一般貿易ノ原則ニ依ルモノ（PP 9-10 C. S. O. Commerce P. V. 4）
- (4) 一般貿易ノ原則ニ依ルモ直接通過貿易ヲ除クモノ（P. 8. C. S. O. Commerce P. V. 4）

而シテ委員会ニ於テハ国際統計協会幹部派ノ特別貿易一貫説優勢ナリシモ小委員会ハ前記(2)(3)及(4)ノ鼎立ヲ是認スルノ外直接及間接通過貿易ニ関スル別表ノ作成ヲ以テ編纂方法ヲ異ニスル統計相互間ノ比較性ヲ確保セントシタリ右ニ関シ特別貿易及一般貿易ノ数字ヲ作成スヘシトセル草案カ特別貿易ノ報告ヲ「単独」又ハ「一般貿易ノ報告ト共ニ」(alone or together with returns of general trade) 作成スヘク（P. 2. C. S. O. Commerce Trade P. V. 2）別ニ直接及間接貿易ヲ別表トスヘキ趣旨ニ修正セラレタルハ（P. 11. C. S. O. Commerce P. V. 5；P. 7. C. S. O. Commerce P. V. 8）略々我國現行統計作成方法ト一致セルモノニシテ利便尠カラズ（第一附屬書第一部第一項参照）尚条約第一附屬書第一部第一項(b)ハ英國代表ノ主張ニ基キ同国ノ現行統計方法ヲ是認スルカ為メニ設ケラレタルモノニシテ此方法ハ前記(4)ノ原則ニ合致スルモノナルヲ以テ一般貿易ト近似スト雖モ一般貿易ノ名称ヲ避ケタルニ過キサリナリ因ニ英國代表カ其ノ総額貿易ノ承認ヲ主張シタル言論中保税倉庫在庫品ヲ輸入統計ニ包含シツツアルノ現状ヲ説明スルニ際シ斯クスルコトニ由リ始メテ貨物ノ仕出地ヲ明確ニ知悉スルヲ得ヘシトセルハ関稅統計ト區別セラルヘキ外國貿易統計ノ存在理由ヲ暗示セルノ点ニ於テ興味深カリキ（P. 10. C. S. O. Commerce P. V. 4）更ニ細目ニ亘リテ述フレハ(1)特別輸入ノ意義ヲ定ムルニ当リ草案ハ「国内の消費ノ為メニ直接ニ輸入セラレ又ハ右ノ目的ヲ以テ保税倉庫ヨリ庫出セラルル一切ノ貨物」トアルモ「直接輸入セラレ」ノ字句ハ通過ヲ目的トスル無税品ノ輸入ヲ特別輸入中ニ包含セシムルヤ否ヤ尚若干疑問ノ余地ヲ遺スノ懼アルヲ以テ単ニ「国内消費ノ為メニ申告セラレ」(declared for domestic consumption) ト修正セシメタリ英國代表カ始め右ノ意味ニ於テ“entered for d. c.”ト修正セルニ對シ“declared for transformation”ト承応セシメ以テ疑問一掃ノ徹底ヲ期シタル所モ毫モ英國語ノ用例ヲ固執スルコトナクシテ“declared”ヲ甘諾スルノ襟度ヲ示シタルハ一ノ愉快ナル記憶ナリ

- (2) 加工貿易カ修繕貿易ヲ含ムヤ否ヤ草案ニ於テ必スシモ明カナラス我方ヨリ先ツ此点ヲ明瞭ニスヘシト提議シ（P. 8. C. S. O. Commerce P. V. 5；C. S. O. Commerce 13）
- 英國代表ノ賛成アリ之ヲ含マシムルモノトスル大勢ニ從ヒ之

ヲ肯定スルニ至レリ (P. 30. C. S. O. Commerce P. V. 11)

(3) 草案第一条第四項(2)(a)第一節中單純ナル混合又ハ混和 (simple mixing and blending) ノ語ハ我カ保税工場法第一条中ノ規定ヲ連想セシメ之ヲ改造又ハ加工ノ範圍外ニ置クノ適否疑ハシキモノアリト思料シタルヲ以テ準備調書中ニ所謂改裝“resorting”ノ語ニ換ユヘシト主張シタル所 (C. S. O. Commerce 12) 英国代表ノ賛同ヲ得タルモ葡萄酒ノ調合等ニ付キ生スル blending ハ之ヲ改造又ハ加工ノ埒外ニ置キテ可ナリトセラレ結局“sorting or blending”ト修正スルニ至レリ

(4) 加工貿易カ保税工場内ニ於ケル夫レヲ含ムヤ否ヤノ点ハ条約ニ明示セラレスト雖モ (C. S. O. Commerce 13) 文辭上内国化貨物及一般貿易ニ関スル定義ト対照シテ必然之ヲ含マサルノ結論ヲ生スヘク更ニ會議ノ大勢ヨリモ明ナルノミナラス小委員会ニ於ケル前記(3)ノ討論中右ノ結論ハ仏国代表ノ同意シテ一モ反対ノ声ヲ聞カサリシ所ナリ

(5) 加工貿易及修繕貿易ハ加工又ハ修繕カ国内ニ行ハルル積極の場合ト其ノ外国ニ於テ行ハルル消極の場合トヲ併セ包含ス但シ各国ニ於テモ消極的貿易ノ統計上ニ現ハルルコト稀有ナル趣ナリ

(6) 因ニ草案第二条第四項(2)(a)第三節冒頭左記ノ字句ハ草案整理ノ際誤テ挿入セラレタルモノト覺シク簡單ニ削除セラレタリ曾テ無用ノ疑問ヲ生シタルコトアルヲ以テ為念附記スヘシ (C. S. O. Trade 7)

“With the exception of goods the exclusion of which is specifically recommended above”

(六) 仕出地及仕向地 (第二条第五項)

本項ハ予テ難問ヲ以テ遇セラレ条約草案中特ニ括弧ヲ附シテ周密ナル討議ヲ期待セラレタル所ナルカ果然議論沸騰シテ尽クル所ヲ知ラス再轉三轉シテ我方ノ最後マテ反対シタル試験の三重記載說ノ採択ヲ見タリ

始メ委員会ニ於ケル一般討論ニ於テハ二重記載ヲ主張シタルハ「チエツコスロヴァキア」代表ノミニシテ (P. 1-6 C. S. O. Commerce P. V. 7) 殆ント顧ミラルル所ナシ各国代表ハ單純記載上先ツ仕向地ニ関シ白耳義代表ノ分析シタルカ如

ク (P. 12. C. S. O. Commerce P. V. 7) (1) 消費国 (country of consumption) (2) 仕向国 (country of consignment) 及 (3) 購買国 (country of purchase) ノ三説ニ分レ各自説ヲ持シテ下ラス而モ英国代表ノ意見ヲ以テ最モ中正ヲ得タルモノト為スヘシ (P. 15. 16. C. S. O. Commerce P. V. 7) 委員長ハ前記(1)ハ生産消費關係(2)ハ市場關係(3)ハ國際貸借關係ヲ知ル上ニ於テ夫々長所アリ今急ニ三者中一ヲ択フハ困難ナルヲ以テ草案第八条ノ規定スル專門家委員会ニ附託スヘシト為シ殆ント之ニ決定ヲ見ントスル形勢ニ在リシ所伊太利代表ノ突如且激烈ナル反対ニ遭ヒ之ヲ小委員会ノ審議ニ附スルコトトナレリ条約效力發生後一ケ年間ニ亘ル試験の三重記載強制案ハ実ニ此小委員会ニ於テ始メテ仏国代表ノ提出スル所タリ (C. S. O. Commerce 41; P. 13-15 C. S. O. Commerce P. V. 11) 英国代表ハ現行法制上輸出入者ニ三重申告ノ義務ナキヲ主タル根拠トシテ須ク之ヲ勸告中ニ移スヘク条約上ノ義務ト為スヘカラスト主張シ我方ニ於テモ之ヲ支持シテ条約上ノ義務ト為スコトニ反対シ本問題ヲ全ク專門家委員会ニ附託スルカ又ハ之ヲ勸告ト為スヘキ旨主張シタルモ仏国代表ハ此ノ五十年来ノ問題ヲ此機會ニ於テ見送ルニ忍ヒス專門家委員会ニ附託スルニ付テモ少クモ此程度ノ具體的方策ヲ講スルノ要アルヲ痛論シテ我方主張ハ卒ニ容レラレス更ニ委員会ニ於テハ波蘭代表ノ“if possible”挿入要求アリ英国代表小委員会ニ於ケル勸告說ヲ強ク繰返シ (P. 22. C. S. O. Commerce P. V. 11) 伊藤代表委員モ亦仏国代表ノ意圖ヲ諒トスルモ我國ニ於テハ技術的理由ニ基キ完全ニ之ヲ実行スルコト不可能ナルヲ以テ条約中ニ入レス勸告中ニ入ルヘキヲ力説シタル所仏国代表少シク譲リテ「各国ノ有スル手段ノ許ス限度ニ於テ」ノ句ヲ挿入スヘシト為シタレトモ白耳義代表ハ依然トシテ条約上ノ義務ヲ課スルニ非スンハ実効ヲ挙げ難シト主張シ我方ノ主張再ヒ容レラレス後總會ニ於テ英国代表ト共ニ繰返シ条約上ノ義務ト為サス勸告ト為スヘキコトヲ主張シタレトモ大勢遂ニ如何トモ為シ難ク三度會議ノ容ルル所トナラサリキ

次ニ陸揚地選択權附船荷證券ニ由ル輸出貨物ニ関シテハ和蘭代表ハ「指図附」(for orders)ノ記載ニ止メス更ニ大体ノ方向例之北海地中海ト云フカ如キ記載ヲ為スヘシト提議シ米國代表ハ不取敢「指図附」トシテ整理シ事後仕向地確定次

第修正ヲ加フヘシト主張シ大勢此条項ヲ以テ事理ノ当然ナルモノト為スニ傾キタレハ (P. 10. C. S. O. Commerce P. V. 9) 後請訓ノ結果留保ノ予見ヲ撤回シタリ

9) 國別表ニ関シテ其ノ粗密ニ関シ最大限説ト最小限説トニ分レ独逸代表後説ヲ採リタル結果将来最小限表ヲ作成シ条約附属書國別表ノ程度マテ細別スルヲ得ルコトト為スコトナレリ尚「其他」ノ國別記載上大陸別ト為スヲ要セストシタリ因ニ同表中船用品ノ欄ハ外國船用品ヲ輸出統計中ニ含マシメントスル國ノ為メニ特ニ設ケラレタルモノニシテ仏國代表ノ提案ニ係レリ (C. S. O. Commerce 20)

(七) 金銀輸出入表 (第二条第六項)

委員會上我國ニ於テハ現ニ金地金ノミヲ計上シツツアルノ現状ヲ説明シ其ノ數量及價格ヲ精製及非精製ニ分チテ計上スルノ要ナキカ如ク思料セラルル旨主張シタル所 (P. 17. C. S. O. Commerce P. V. 5) 之ニ刺戟サレテ小委員會ニ於テモ同一傾向ニ屬スル所論多ク仏國代表ノ単ニ地金(銀行間ノ決済ニ使用セラルルモノ)ト「其他ノ金」(商業上ノ目的ニ使用セラルルモノ)トニ分ツノ説採択セラレタリ尚銀貨ニ関シテハ評價問題ヲ生シ商業價格ニ由ルノ外ナキノ結論ニ達シタルカ結局國際貸借上重大ナル意義ナキモノトシテ之ヲ除外スルニ至レリ (C. S. O. Commerce 21)

(八) 船舶燃料表 (第二条第七項)

伊太利代表ニ依リ強制緩和ノ要求アリ蓋シ同國ノ如キハ石炭ヲ全ク輸入ニ仰クヲ以テ本表ヲ重視セサルナリ「港灣」ヲ「海港」ニ限ルヘキヤノ問題ヲ生シタルモ紆余曲折ヲ經タル後河港ニ於ケル船用燃料ハ重要ト認メラルヘキ場合ニ於テノミ別表ヲ作成スルノ諒解ノ下ニ敢テ「海港」ト修正スルコトナカリキ内外國船舶ニ関シテハ米國代表ノ無用論アリシカト波蘭代表ノ外國船用燃料ハ國際貸借問題ナルモノ内國船用燃料ハ運送費問題ナルヲ以テ區別ノ実益アリトスル説ニ賛成スルモノ多カリキ又仏國代表ノ國際貸借上ノ意義ヲ根拠トセル内國船用燃料統計無用論アリシカト聴カレス尚數量統計方ニ関シ英國代表ハ「見込又ハ確定」ノ字句ヲ挿入シテ此種統計ニ伴フ困難ヲ緩和シタリ

(九) 統計除外項目 (第二条第八項)

本項ニ関スル解釈トシテハ之ニ掲記セラレサル限り必ス輸出入統計ニ計上スルノ義務ヲ有スルモノナルヲ以テ相当慎重ナル討論ヲ見タリ商業關係ヲ生スルコトナキ輸出入ニ付キ暫ニ一時的輸出入ノミナラス永久的ナルモノニモ範圍ヲ拡張シタルハ何等異議ナキ所タリ船用品ニ関シテハ外國船用品ハ同國ニ於テ國際貸借上重大ナル意義アルヲ以テ除外ヲ強制スヘカラストシ内國船用品ノ除外ハ強制スルモ外國船用品ノ除外ハ強制セサルコトニ歸着シタリ (PP. 14-16 C. S. O. Commerce P. V. 6) 少額輸出入品ヲ除外スヘシトスル「ラトヴィア」代表提案 (C. S. O. Commerce 11) ハ英國代表ノ支持ヲ得列挙主義ニ依ラス一般ニ之ヲ認ムルコトナリタリ

(十) 統計年月 (第二条第九項)

統計月表ニ関シ伊太利代表ヨリ一日ヨリ末日ニ至ルマテノ計數ヲ計上スルコト不可能ナル旨主張アリ英國代表カ同國ニ於テハ約三週間後ニ発表シツツアルノ実例ヲ引キ末日マテノ計數ヲ出来得ル限り迅速ニ審査整理スレハ足レリト説得シタレト聴カス草案曆月ニ関スル「月ノ第一日ヨリ末日ニ至ル」ノ字句ヲ削除スルニ至レリ

(十一) 統計項目及「ブラツセル」統計 (勸告案第二項)

前者ニ関シテハ殆ト異論ナカリシモ後者ニ関シテハ「ブラツセル」國際商業統計局ニ對スル統計供給ハ「ブラツセル」条約批准國ニ限ルヘシトノ伊太利代表主張アリ (P. 15. C. S. O. Commerce P. V. 12) 大勢ハ之ニ反對シ「ソヴィエツト」代表ノ如キモ進ンテ之ヲ供給スヘキヲ言明シタリ

尚勸告案ノ審議ニ當リ「ソヴィエツト」代表ハ武器及兵器ニ関スル外國貿易統計ヲ作成スヘキコトヲ主張シタルモ多ク顧ミラルル所ナカリキ

第一節 条約案ノ確定

生産商業両委員会ハ十日間ニ亘レル討議ノ結果十二月十日ノ總會ニ夫々其報告 (C. S. O. 25 (1); C. S. O. Production 20 (1) 及 C. S. O. 42; C. S. O. Bureau 25; 並 C. S. O. Commerce 45) ヲ提出シタルヲ以テ會議ハ直チニ之ヲ審査スルコトトナレリ

第一、生産委員会報告審査 (C. S. O. 35; C. S. O. Production 20 (1) 及 C. S. O. 42; C. S. O. Bureau 25)

第一条第一項ノI—(職業)

「ソ」聯邦代表ハ本項中ニ「人口及社会状況 (Position sociale)」統計ヲ追加スヘキコトヲ求メタルカ (本件ハ已ニ生産委員会ニテ審議セラレタリ) 投票ノ結果否決セラル。右ニテ本項可決

第一条第二項ノII—設備統計 (établissements)

「ラトヴィア」代表ヨリ同国及「エストニア」ニ於テハ両国共通ノ經濟統計方法ヲ採用シタル所右ハ「普通一般の調査」(recensement général) ノ辞句ニヨリ解セラレツツアル所ト異ルヲ以テ議定書中ニ「ラトヴィア」及「エストニア」ハ普通一般調査ト称セラルル所トハ異レル他ノ統計方法ヲ以テ本項ノ義務ヲ実行スル旨」ヲ記載セラレ度キ旨ノ希望ヲ述ヘタルカ報告者諾威委員ハ本項ニ於テハ方法問題ハ第二義的ニシテ所要ノ数字ヲ発表スルコトカ肝要ナレハ「ラトヴィア」代表ノ懸念ハ無用ナル旨ヲ説明セリ

次ニ仏国委員ハ本項中 puissance impossible des moteurs ニ関シ動力ハ凡テノ国ニ於テ必スシモ課税セラレサル旨ヲ述ヘ論議ノ結果右ヲ puissance nominale des moteurs ニ修正ス且ツ本項中ノ les moteurs primaires ハ多少疑義ヲ生スルノ恐アレハトテ仏、米兩代表ヨリ「si possible, les moteurs normalement utilisés et les moteurs inutilisés ou en réserve」ト修正方提議シ總會之ヲ承認ス。右ニテ本項可決

第一条第三項ノIII—生産 (production)

(a) (b) (c) (d) 及 (f) ノ各項可決

(g) 及 (h) 項—墺国、葡萄牙、智恵古等ノ各代表ヨリ財政上其他ノ理由ニ依リ本件一覽表ヲ発表シ得サル旨ヲ述ヘタルニ議長ハ(g) 項ハ aussi complets qu'il sera possible à chaque pays de les fournir トアルヲ以テ其義務ハ絶対的ナラサル旨ヲ説明シ又英國代表ハ本項ハ之ヲ任意条項トナスノ小委員会ノ意嚮ナリシ旨ヲ説明シタルニ伊代表ハ本項ハ或国カ充分ニ精確ナル程度ノ材料ヲ有スルニ於テハ之ヲ公表スヘキモノニシテ然ラサル場合及之カ公表ニ対シ工業家等ノ強キ反対アル場合ハ之ヲ発表スヘク義務付ケラレサルニ止ルモノニシテ全ク任意の性質ノモノニアラサル旨ヲ説キ論議アリタルカ結局總會ハ英、伊及諾威ノ三代表ニ妥協案作成方依頼シタルカ三代表協議ノ結果議定書ノ追加条項案 (C. S. S. 54) ヲ作成提出スルニ至レリ右ハ前記伊代表ノ説ヲ容レタルモノナリ之カ審議ニ際シ葡萄牙、羅馬尼、智恵古等ヨリ或ハ statistiques détaillées ノ détaillées ヲ削除スルコト或ハ données représentatives ヲ resumés トナスヘキ等ノ修正提出アリシカ何レモ否決セラレ總會ハ前記追加条項 (C. S. O. 54) ヲ可決セリ斯クシテ(g) 項可決尚(h) 項ニ関シテハ仏代表ヨリ relevés ヲ séries statistiques ニ変更スルコト且ツ或種ノ「セリー」ハ生産ノ歩合 (pourcentage de la production) ニアラス寧ロコノ生産ヲ間接的ニ表示スルモノナレハ本項ノ“en pourcentage de la production d'une période”ヲ不可ナリトシ米、伊代表之ヲ支持シ論議ノ結果之ヲ“en chiffres relatifs se rapportant à une période”ニ修正シテ(h) 項ヲ可決ス次ニ「ソ」聯邦代表ヨリ(h) 項ノ次ニ(i) 項ヲ設ケ軍器彈藥統計項目ヲ設クヘキ旨ノ提案アリ (C. S. O. production 15) 本件ハ既ニ生産委員会ニテ論議ノ結果否決セラレタルカ其問題重大ナルニ鑑ミ更ニ之ヲ本會議ニ提出セル旨説明アリシカ投票ノ結果本件否決セラル

第一条第四項—物価指数—論議ナク可決

第三条及第四条—可決

前二項ノ新条文ハ締約国ニ対シ原案ノ規定スル所ヨリ輕キ義務ヲ負荷スルモノニシテ生産委員会ニ於テハ前二条關係第一、第二附属書ハ原案ノ儘之ヲ採用シテ何等ノ修正ヲ加ヘス唯本會議中ノ二關シテ提出セラレタル修正案ハ凡テ之ヲ第八条ニヨル専門委員会ニ移牒スルコトニ決定セルカ總會ニ於テモ右生産委員会ノ決定ヲ可決シ前記ニ附属書ニ關シテハ何等ノ論議ヲ見ス唯起草委員会ニ於テハ英文ト仏文トノ間ニ一致セサル所アリ且用語モ適當ナラサルモノアルヲ見内容ニ變更ヲ加フルコトナク単ニ字句上ノ修正ヲ加フルコトナリ其結果新「テキスト」(C.S.O. 37及C.S.O. 38)ヲ提出スルニ至レルカ總會ハ何等ノ論議ナク之ヲ可決セリ

第五条—可決

本条關係第三附属 (C. S. O. 25 (1) ; C. S. O. Production 20 (1) 第十九頁以下)

一般規定——可決

特別規定——和蘭代表ヨリ「人員ノ平均数」(le chiffre moyen de l'effectif) ヲ「各月末ノ数」(on le chiffre à la fin du mois) トナスヘキ旨提案アリタルカ米国代表ハ本附属書ハ単ナル指針タルニ止リ嚴格ナル義務ヲ伴フモノナラサレハ和蘭提案ノ如ク修正ノ要ナク若シ強ヒテ修正セントセハ米国ニ於テハ数字ハ月ノ半ニ之ヲ計算スル故ニ「on le chiffre à une moment donné」トナスヘシト提議シタルカ英、伊何レモ原案ヲ主張シタル為和蘭代表ハ其提案ヲ撤回セリ更ニ「ソ」聯邦代表ハ本項修正案 (C. S. O. Production 117) ヲ再ヒ提出セルカ投票ノ結果否決セラル右ニテ特別規定可決

議定書、勸告及最終議定書案 (C. S. O. 42 ; C. S. O. Bureau 25) 何等論議ナク可決

第二、商業委員會報告審查 (C. S. O. 35 ; C. S. O. Commerce 45)

第一条第三項——工業統計生産

論議ナク可決

第五項——外国貿易

第二条第一項 (I) 乃至第四項 (IV) ——可決

同 条第五項 (V) ——本項ニ締約国ハ統計地域ニ於ケル政治經濟的事情ノ變更ニ伴ヒ国表ノ修正ヲ聯盟理事會ニ要求シ得ヘシト規定スル処「メキシコ」、「ソ」聯邦及米国等ハ非聯盟国タル關係ヨリ「メキシコ」及「ソ」聯邦ハ理事會ノ代リニ専門委員會ヲ以テスヘキコトヲ求メタルニ専門委員會ハ一時的機關タルノミナラス時々會合スルニ止ルモノニシテ本件要求ニ適セストノ反對論アリ又他方米代表ハ「聯盟事務局」トナスヘシト提案セルカ結局議長ノ提案ニ依リ「聯盟事務局」ニ修正ニ必要ナル手段ヲ採ランコトヲ要求シ得「ト修正セラル

尚本項中試験的ニ輸出入統計ニ關スル三国名表ヲ提出スルノ規定ニ關シテハ日、英兩國ハ本条文ノ性質即チ数ヶ月間ノ効力ヲ有スルニ止ル特別条項ヲ本文中ニ存シ置クコトノ不可財政上ノ支出ヲ見タル上ナラテハスル條約上ノ義務ヲ負擔スルコトノ困難及スル經驗ハ商人ノ善意ナルヤ否ヤニ依ルコト大ナレハ條約上ノ義務トシテ之ヲ国家ニ負荷スルコトノ不適當ナルコト等ヲ述ヘテコレヲ勸告中ニ挿入スヘキコトヲ提案シタルモ伊、仏等ヨリ反對アリ投票ノ結果日、英ノ提案否決セラル

同 条第六項 (VI) ——米国代表ヨリ同国ニ於テハ金及銀ハ貨物輸出入表中ニ包含セラレス別表トシテ表示セラルル所此ノ事實ハ條約文ヨリ見テ之ヲ變更ノ要ナキモノト思考スル旨ヲ述ヘタルニ仏代表ハ金ハ目下多数国ニ於テ法定貨幣トセラルルヲ以テ商業委員會ノ小委員會ニ於テハ金貨及金地金ハ一般商業統計中ニ包含セラルヘカラサルモ銀ハ一般のニ之ヲ商業取引ノ目的トナシ得ルモノトセルヲ以テ或ハ右ノ意味ヲ本文中ニ挿入シテモ可ナルヘキ旨説明セルカ米、英代表ハ目下尚銀ヲ以テ法定貨幣トナシ反對ニ金ヲ其商業統計ノ最重要ナル要素ノ一トナス国モ存在スルヲ以テ本項ハ金輸出入ヲ別表トシテ提出スルノ義務以外何等ノ義務ヲ負荷スルモノニアラサルモノトシテ之ヲ此儘存置シ修正ノ要ナキ旨ヲ述ヘ總會モ之ニ決セリ

同 条第七項 (VII) —— 塙、伯、諸威、瑞典、瑞西等ヨリ本項ニ関シ留保スヘキ旨ノ指示アリタルヲ以テ英代表ヨリ船舶ノ積載セル石炭カ「真ニ重要ナル場合ニ於テ」ハ之ヲ公表スヘキモノトスルコトニ修正スヘキ旨ノ提案アリ總會之ヲ可決シ前記各国モ其留保ヲ撤回スルコトナレリ

和蘭代表ハ自国ニ於テハ内航ニ用キラレタル石炭ノ統計ヲ示スコト困難ナリトシ「港湾」(ports)ヲ(海港)(ports marines)ト修正スルカ或ハ「船舶」(navires)ヲ「海洋船舶」(bâtimens de mer)ト修正スヘキコトヲ提案シタルモ投票ノ結果否決セラル

更ニ独代表ハ単ニ「港」(ports)トノミアリテハ一切ノ港湾ヲ包含スヘキモ河川航行ニ使用セラルル船舶ニ供給セラレタル石炭統計ヲ発表スルヲ欲セサル国ハ本項ノ義務ヲ負担シ得サル旨ヲ述ヘタルニ付其結果起草委員会ニテ右ノ希望ヲ容ルル形式ヲ作成スルコトトナリ結局「海港以外ノ港湾ニ対シテモ之カ重要ナルニ於テハ」本項ノ要求スル統計ノ公表ヲナスコトト修正追加スルコトナレリ

同 条第八項 (VIII) —— 英国代表ハ商品ニ依リ各国ノ實際カ異ルヲ以テ(1)ノ(a)ハ寧ロ(2)ニ入ル可キモノナリト主張シ右ニ決定シテ本項可決

同 条第九項 (IX) —— 可決

第六条 —— 論議ナク可決

本条關係第四附屬書 —— 伊藤代表ノ注意ニヨリ produits de l'élevage aquatique ノ文字ヲ起草委員会ニ附シ修正スルコトトシテ可決而シテ同委員会ニ於テ produits agricoles トナセリ

議定書、勧告及最終議定書案 (C. S. O. 35 第十二頁以下) 審議

議定書案 —— 何等ノ論議ナク可決

勧告案第一項 (a) —— “à une Conférence ultérieure”ヲ“aux Gouvernements des Hautes Parties contractantes”ト變

更シ且其以下ヲ削除シテ可決

第一項 (b) —— “n”la nouvelle nomenclature statistique aura été adoptée”ヲ削除シテ可決

第一項 (c) —— “nouvelle classification tarifaire”以下ヲ削除シテ可決

第一項 (d) —— 可決

第二項 —— 伯代表ハ本項ヲ單ニ「會議ハ各国カ全重量 (poids bruts) 純重量 (poids nets) 等ノ正確ナル定義ヲ採用スルノ利益ヲ認め理事会ニ其重要ナルヲ指摘シ聯盟經濟機關ニ之カ研究ヲ委託センコトヲ依頼ス」(C. S. O. 10; C. S. O. Bureau 2) ト修正センコトヲ提議シタルニ仏代表ハ本項原案ハ「定義確定」及「劃一的統計單位ノ採用」ノ兩者ヲ規定スル所伯代表ノ提議ハ後者ヲ除セントスルモノナルモ之カ統計比較ノ点ヨリ極メテ重要ナル旨ヲ力説シタルヲ以テ伯代表モ之ヲ認め總會ハ之ヲ起草委員会ニ移シテ仏伯兩代表ノ意見ヲ折衷表示セシムルコトトナセリ

第三項及第四項 —— 可決

第五項 —— 幹部会ノ提案ニ依リ本項ヲ左ノ如ク修正シテ可決ス

La Conférence, ayant pris acte des déclarations faites suivant lesquelles des travaux ont été engagés en vue d'une unification des statistiques de transport, reconnaissant l'importance de la publication de telles statistiques sur des bases unifiées, assurant une comparabilité aussi complète que possible, exprime le vœux que les travaux préparatoires puissent être conduits à bonne fin dans le plus bref délai possible.

尚前記ノ外總會ハ上述商業委員會報告中第二条第五項 (V) ノ試験的ニ輸出入統計ニ関スル三国名表提出スルノ規定ニ関シ英国代表ノ提案ニ係ル左記勧告案ヲ可決セリ

“On recommande en outre à tous les pays de procéder à toutes autres investigations qui, à leur avis, pourraient élucider ce problème”

更ニ「ソ」聯邦代表ハ勸告案中ニ労働統計ニ関スル一項ヲ追加セラレ度キ旨ノ提案 (C. S. O. Production 6 annexe 2) ヲナシタルカ投票ノ結果否決セラル

最終議定書案——可決

外国貿易統計国名表 (C. S. O. 2 (revise)) 審査

「ウルガイ」代表ハ本表中大陸 (continents) ノ配置ヲ「アルファベット」順即チ阿弗利加、亜米利加、亜細亜、歐羅巴トナスヘキ旨ヲ提案シ投票ノ結果否決セラル

「ダンチヒ」自由市代表ハ本表中ニ「ダンチヒ」市ハ第二十六項ニ「波蘭—ダンチヒ」トシテ記載セラレアル所「ダンチヒ」市ハ英、米、仏、独、「ソ」聯邦其他ト貿易関係極メテ密接ナルヲ以テ此等ノ諸国カ右ヲ特別ナル統計表トシテ表ハスコト有利ナルノミナラス「ダンチヒ」市ノ外国貿易漸次殷盛ニ向フヲ理由トシテ同市ヲ任意の地域ノ資格ニ於テ本国名表中ニ波蘭ヨリ分離記載スヘキ旨提案セルカ波蘭代表ハ「ダンチヒ」市ハ波蘭ト關稅的ニ結合スルノミナラス同市ヨリ出入スル物品ハ消費供給共同市自ラナスコト極メテ稀ナリトシテ右提案ニ反対シ投票ノ結果右「ダンチヒ」市代表ノ提案ハ否決セラル

右ヲ以テ生産、商業兩委員會報告審査ヲ終了シ本条約案ノ主要点即チ統計範圍及統計作成方法ニ関スル論議ヲ了シタルヲ以テ總會ハ之ヲ起草委員會ニ提出シタル処同委員會ハ右總會ノ決定シタル処ヲ内容トシ第七条以下ノ一般条項ノ新「テキスト」(C. S. O. 36) ト共ニ新ナル条約案 (C. S. O. 59) ノ形式トシテ之ヲ總會ニ提出セリ右ニ依レハ第一条ニ於テ締約國ノ義務ヲ規定シ第二条ニ於テ統計範圍ヲ定メ第三条乃至第七条ニ於テ各種統計ノ作成方法ニ関スル手段ヲ規定ス總會ハ右起草委員會ノ作成ニ係ル条約案 (C. S. O. 59 C. S. O. 36) ヲ基礎トシ第一議會ヲ行ヒ右第一議會ノ決定シタル点ヲ印刷シテ更ニ第二議會ヲ実行セリ左ニ第一議會及第二議會ヲ通シテ論議ノ大要修正ノ主要ナルモノヲ挙クヘシ
第三、条約案ノ逐条審議

第一議會ハ C. S. O. 59 及 C. S. O. 36 ノ二書類ヲ基礎トシ

第二議會ハ右第一議會ノ決定ニヨリ作成セル条約案ノ校正刷ヲ基礎トス

前文——可決

第一条第一項——第一議會ニ於テ独代表ヨリ leurs territoires ハ締約國ノ個別的義務ヲ明瞭ナラシムルニ充分ナラサレハコレヲ単ニ des territoires トナスヘキ旨提案アリ其ノ必要ナシトノ論モアリタルカ結局英、仏、独三代表カ事務局法律部ト協議ノ上適當ナル修正ヲ加フルコトトナリ其結果 des territoires sous leur administration ト變更シテ可決

第二議會ニ於テ土耳其代表ハ不時ノ事態ノ發生ニヨリテ国家公安及国防ヲ害スルカ如キ統計ハ第一条ノ規定ニ拘ラス之ヲ作成公表ノ義務ナキ意味ヲ本条ニ追加センコトヲ求メ然ラサルニ於テハ此ノ点ニ關シ留保ヲナスヘキ旨述ヘタルニ本条ノ義務ハ国家ノ通常ナル狀態ニ於ケル義務ナルコト明白ナレハ土代表ノ如キ特別ナル留保ヲナスノ必要ナシトノ論モアリタルカ結局總會ハ先例ニ倣ヒ「国家公安ヲ脅カス重大ナル事件ニ際シテハ締約國ハ例外的ニ一定期間本条約ノ適用ヲ中止シ得ヘキ」意味ノ文句 (C. S. O. 72) ヲ議定書中ニ挿入スルコトニ決セリ (些少ノ字句ノ修正ヲ加ヘテ) 土代表ハ右辭句ヲ以テモ尚満足セラレストテ即チ問題ハ斯ル非常ノ場合ニ對スル処置ニアラストシテ一般的ニ国家国防公安ニ關スル統計ノ發表ヲ中止シ得ヘキ規定ヲ設クルニ在ル旨ヲ述ヘ第一条ニ對スル留保ヲナサンコトヲ求メタルモ投票ノ結果土ノ留保ハ不必要ナルモノト認メラレ否決セラル右ヲ以テ第一条可決

第二条——第三項(B)ノ(一)ニ關シ米國代表ハ「收穫高」ハ(b)ノ(一)所載「主タル耕作」ニ對シテノミ挙クルコト可ナリトシテ「收穫高」ノ次ニ pour les principes cultures ヲ追加スヘキコトヲ提案シコレニ決ス

瑞西代表ハ第三項(B)ノ(一)及(二)ニ要求スル統計ハ瑞西農民事務所 (Secrétariat suisse des paysans) ニヨリテ公表セラレハ公 (officiel) ノ性質ヲ有セサルモ officieusement ニ万国農事協會等ニヨリテ認メララル所ニシテ之ハ又本項ニ

モ適応スルモノナル旨本会議ニ於テ承認セラレ度キ旨ヲ述ヘ總會之ヲ了承セリ

第二読会ニ於テ万国農事協会代表ハ第二条第三項 (III) ノ (B) ニ関シ作付面積 (superficies ensemencées ou plantées) 中ノ不收穫面積ヲ示スノ必要ナク要ハ作付面積ノ全体ト收穫面積ノ夫レトヲ示スコトニアリト述ヘ總會之ヲ認メ本項ヲ右ノ意味ニ修正シテ可決セリ

第二条——第三項 (c) 中 *branche organisée* ニ関シ第一読会ニ於テ米代表ハ *organisée* ノミニテハ充分ナリトシテ之ニ「重要ナル」 (*importante*) ヲ追加スヘキ旨ヲ提案シ伊代表ハ漁業カ組織立テル以上之カ一國ニ対シ重要ナル産業タラサルトモ統計丈ハ作成シ得ヘシトテ反対シタルモ投票ノ結果米ノ提案ヲ採用ス

同条第五項——(B) 及 (C) ニ関シ澳代表ハ同國ニハ工業家ニ対シ其生産ニ関スル情報ヲ要求スルノ法律的基础ナキモ工業家カ自発的ニコレヲ供給シ又政府ノ調査ニヨリテコレヲ発表スルモノアルニ止ル所右ノ如キ現状ニテモ本項ノ規定ニ適合スルモノナリヤヲ問ヒタルニ仏代表ハ本項ハ各國ニ精神的義務ヲ与フルモノナルモ調査ノ範圍如何ニツキテハ各國自ラ自由ニ決定シ得ヘキ旨ヲ説明シコレヲ會議々事録中ニ残スコトトナレリ

右ヲ以テ第二条可決

第三条——第一読会ニ於テ和蘭代表ハ外国貿易統計作成方法ニ関スル規定カ附属書中ニ挿入セラレタルカ其効力如何ヲ訊シ起草委員伊藤代表ハ附属書ノ効力ハ之ニ関スル條約本文ノ規定如何ニヨルモノニシテ第三条ノ規定ヨリ其附属書モ條約本文中ニ存スルト同様ノ拘束力ヲ有スル旨ヲ説明シ總會之ヲ承認ス

第二読会ニテハ何等議論ナシ

第四条乃至第七条——第一、第二読会ニテ何等議論ナク可決

第八条——第一読会ニ於テ「ソ」聯邦代表ヨリ本条ノ専門委員會ノ構成及其職務ニ関スル新提案 (C. S. O. 52) アリタルカ殆ト議論ナク總會ノ否決スル所トナレリ

仏代表ハ第八条ハ将来國際聯盟ト國際統計學院トノ協力ヲ断絶セシムルノ感アリ然ルニ今日迄ノ同學院ノ協力ハ極メテ貴重ナルモノアリシヲ以テ将来モ之ヲ繼續セシムル様本条中何等カノ形式ヲ以テ之ヲ表明スルコトヲ提案シ伊代表ハ同學院ト聯盟トノ協力ニ関シテハ勸告第三項ニモ存スルヲ以テ更ニ本条ノ形式變更ノ必要ナルヲ説キ万国農事協會及國際商業會議所代表者何レモ協會及會議所カ學院同様本件ニ関シ聯盟ト協力シ来レル次第ヲ述ヘ學院トシテ特別ニ取扱フヲ不可ナリトシ議論アリタルカ投票ノ結果本件ヲ遂ニ幹部会ニ移シ勸告ノ形式ヲ變更シテ更ニ仏代表ノ述ヘタル意味ヲ明白ニスルコトトナレリ

幹部会ハ其ノ協議ノ結果第八条ヲ修正スルノ必要ナシト決シ単ニ勸告中ニ挿入スヘキ本件關係新条項 (C. S. O. 65 (1) ; C. S. O. Bureau 44 (1)) ヲ起草提出シ總會ハ議論ナク之ヲ可決セリ但シ第二読会ニ於テ本勸告案審査ノ際万国農事協會代表ハ同協會ハ數國間ノ條約ニヨリテ設立セラレタルモノニシテ其組織上或種ノ統計事業ヲ実行セサルヘカラス從テココニ特ニ同協會ノ名ヲ揭示スルノ必要ナキヲ述ヘ協會名ノ削除ヲ求メ遂ニ之ニ決定セリ

本条中勸告 (recommendations) ノ文字ヲ使シタル所右ハ締約國ニ精神上ノ義務ヲ負加スルヤニ感セラルルヲ以テ之ヲ「報告」 (*rapport*) ト修正スヘキ旨波蘭代表ヨリ提案シ白代表ハ之ヲ「意見」 (*avis*) トナスヘキ旨ヲ述ヘタルニ対シ伊代表ハ勸告ハ何等拘束力ナキヲ以テ修正不必要ヲ称ヘタルモ結局「意見」 (*avis*) ト修正スルコトトナレリ

本条第三項中 “*Gouvernements des Etats membres*” トアル處聯盟國中ニハ國家 (*Etats*) ナラサルモノアルヲ以テ “*Gouvernements des Etats*” ヲ削除スルコトニ決定右ノ外一、二字句ノ修正アリテ第八条可決

第二読会ニ於テ「ソ」聯邦代表ハ本条ニ賛成シ得サル旨米、伯兩代表ハ本条ニ関シ意見発表ヲ差控フル旨声明シタルノミニテ議論ナク可決

第九条——米代表ヨリ専門委員會ノ仕事ヲ容易ナラシムル目的ヲ以テ該委員會設立前統計表ノミナラス其他各種材料ヲ非公式ニ (*officieusement*) 聯盟ニ送付スルコト有益ナルヘシトノ意見ヲ発表シ總會モ其意見ナリシカ之ヲ條約本文又ハ

勧告中ニ挿入セス単ニ會議事録中ニ残スニ止メタリ

伊代表ハ文書ノ國際交換ハ往々緩慢ナル外交手段ニヨルヨリハ各國統計局間ニ直接実行スルコト有効ナリトシ本条ヲ「締約國ノ統計機關カ直接ニ之ヲ交換スヘシ」ト修正センコトヲ提案シ總會之ヲ認メ以テ第九条可決第二読会ニテハ何等論議ナシ

第十条乃至第十三条——第一、第二両読会ニテ何等論議ナク可決

但「ソ」聯邦代表ハ第十条ハ任意の性質ノモノナレハ之ヲ承認スルモ自ラハ決シテ或種紛争ヲ専門委員会ニ提出セサルヘク又他國ノ採リタル手段ノ為メニモ「ソ」聯邦ハ専門委員会ノ前ニ出頭セサルヘキ旨及第十一条ニ関シ「ソ」聯邦ハ聯盟國ナラサル關係上如何ナル場合ト雖モ聯盟ノ機關ト交渉スルコト不可能ナル旨ヲ声明セリ

第十四条——第一読会ニ於テ羅馬國代表ヨリ統計公表ハ本条規定ノ期限内ニナシ得サル旨述ヘタルニ英代表ハ本条約ヲ修正シテ余ニ嚴格ナル規定ヲ設クルコトヲ不可トシ例ヘハ一九二九年十月ニ本条約ノ実施セラレタル場合一九三〇年一月一日ヨリ直チニ本条約ノ要求スル統計ヲ作成スルコト困難ニシテ寧ロ其翌年即チ一九三一年一月一日ヨリコレヲ実行シ得ルニ止ル國多数アルヘク此ノ場合ト雖モ之ヲ条約違反ト云フコトヲ得サルヘク本条ハ融通ヲ利カシムルノ要アリトシ原案可決ニ決ス第二読会ニテハ何等論議ナシ

第十五条及第十六条——第一、第二両読会ニテ何等論議ナク可決

第十七条——第一読会ニ於テ“avec les explications qu'il jugera appropriées”ヲ削除セリ

尚仏代表ノ質問ニ対シ總會ハ本条第二項ノ加入ニ当リ加入國ノ留保ニ対シ他ノ締約國ノ一カ異議ヲ唱ヘタル際ハ勿論加入不可能ナルヘキ旨声明セリ

第十八条——第一、第二両読会ニ於テ論議ナク可決

第四、議定書審議

總會ハ先ニ生産商業兩委員会ヨリ提出ノ報告審査ニ当リ各問題ニ関スル議定書ヲ審査シタルヲ以テ之ヲ以テ第一読会トシ第二読会ニ於テハ何等ノ論議ナク之ヲ可決セリ

第五、各附属書 (annexes) 審議

前記生産、商業兩委員会ノ報告審査ノ際討議シタル所ヲ以テ第一読会トス

第二読会ニ於テハ第一附属書第一部(I)ノ(a)第三「パラグラフ」、(b)ノ第三、第四「パラグラフ」、(V)ノ(3)ノ第三「パラグラフ」ノ transformation ノ次ニ réparation ヲ追加ス

(III)ノ(b) relevés estimatifs 〽 estimation ニ修正

(VI)ノ第三「パラグラフ」Commerce global ヲ Commerce extérieur ニ修正ス

第三部(5)ノ第五「パラグラフ」transformation ノ次ニ réparation ou un complément de main d'œuvre ヲ追加シ且ツ同「パラグラフ」最後ニ ni un complément de main d'œuvre ヲ追加ス

其他二、三字句ノ修正アリタルノミニテ附属書全部可決

第六、最終議定書ノ決議案及勧告審査 (C. S. O. 60 並校正刷)

第一読会ニ於テ議長ヨリ専門委員会ノ委員ノ資格 (委員ハ其技能ニヨリテ推挙セラレ各自國ヲ代表スルモノニアラス)

ニ関シ最終議定書中ニ挿入スヘキ決議案 (C. S. O. 71) ヲ提出シテ可決

第二読会ニ於テハ論議ナシ

決議案一、及二、——何等議論ナク可決

決議案三、——米國代表ハ本案ハ統計家ノ國際會議ハ歐洲ニ於テノミ召集スルカ如ク起草セラレアルヲ不可トシ「歐ヨリ隔離セル諸國」(pays situés à une grande distance de l'Europe) ヲ「相互隔離セル諸國」(pays éloignés les uns des autres) ト修正スルコトヲ求メ總會之ヲ承諾シテ本案可決

勸告案一、——(一)「Fournir」を「dresser et publier」に修正シ(米ノ提案)(二)「en recourant」ノ次ニ「si possible」ヲ挿入シテ(波蘭提案)可決

勸告二、——(一)ニ関シ米代表ハ各国代表者カ署名シタルノ事実ハ国家ヲ拘束スルモノナラストテ本項ノ修正ヲ求メ起草委員会ニ移サル其他二、三字句ノ修正アリテ可決

勸告三、——万国農事協会代表ヨリ同協会ハ条約ニヨリ設ケラレタル機関ナレハ之ヲ冒頭ニ記載セラレ度キ旨ヲ求メタルカ仏国代表ハ国際統計学院ハ其他ノ機関ニ先チ設立セラレタルモノナルヲ以テ之ヲ筆頭ニ掲ケタル旨ヲ説明シ論議ノ末遂ニ設立年月日新旧ノ順序ニヨルコトトナリ原案可決(但シ万国農事協会名ヲ削除ニ決シタルコト前述ノ如シ)

勸告四、——(一)「nomenclature des industries」を「nomenclature détaillées des branches de l'activité économique」ニ修正シテ可決

勸告五、乃至勸告XVI——可決

第七、各国留保ノ審査

各国ヨリ提出ノ留保ハ初メ之ヲ幹部会ニ於テ審査シタルカ其際条約原案修正又ハ条約文解釈ノ結果留保提出ノ必要ナキニ至レルモノハ之ヲ淘汰シ真ニ審議ノ要アルモノノミヲ条約案第二読会ニ於テ審査スルコトナセリ

第二条(III)ノ(A)(農業一般統計)ニ対スル留保——塙代表ハ財政上ノ理由ニヨリ本項ニ関スル絶対的業務ヲ負担シ得サルモ財政改革ヲ待テ速ニ之ヲ実行スヘキ旨ヲ述ヘタルヲ以テ議長ハ塙ノ宣言ヲ承認シ其留保撤回ヲ求ムヘキ旨提案シ伊ハ塙ノ宣言ヲ認ムトスルモ財政上其他ノ困難ハ無限ニ或国其ノ義務ヲ免除スルノ理由トナラサル旨ヲ述ヘ結局塙ノ宣言ヲ認メテ其留保ヲ撤回セシムルコトナレリ

第二条(III)ノ(B)ニ対スル留保——南阿代表ハ土着民ノ耕作地及收穫ニ関シテハ調査困難ナルヲ以テ本項ヲ留保シ度キ旨土耳古ハ暫時年報ヲ発表シ得サルヲ以テ本項ヲ留保シ度キモ善意ヲ以テ成ルヘク速ニ之ヲ実行スヘキ旨ヲ述ヘタリ右

ニ対シ英代表ハ南阿ノ留保ハ之ヲ承認シ得ヘキモ土耳古ノ留保ニ対シテハ若シ土代表カ本項ノ主義ヲ承認シ合理的ナル期限内ニ之ヲ実行スヘシトノ意思アリ之ヲ宣言スルニ於テハ右宣言ヲ了承シテ其留保撤回ヲ求ムルコト寧ろ形式的留保ヲ承認シテ全然義務解除ヲ認ムルヨリハ可ナルヘキ旨述ヘタルニ対シ伊代表ハ条約ハ一定ノ義務ヲ規定スルモノニシテ或国力直チニ右義務履行ヲ不可能ナリトセハコレニ関スル留保ヲナスコト公正ニシテ且必要ナルノミナラス各国間ノ相互義務ニ関シテハ条約中ニ事態ヲ明白ニスルコトヲ要ストシ形式的留保説ヲ主張シ若シ前記ノ如キ宣言ヲ認ムルニ於テハ之ヲ条約文中ニ挿入スルニアラサレハ其効果ナキヲ力説シタルカ結局英、伊両代表協議ノ結果一般的ニ留保中ニ(一)真ニ条約上ノ義務ニ対スル除外例(exemption)ヲ求メントスルモノト(二)条約ノ意味ニ対スル誤解ヨリ生シタルモノトノ二種ヲ分チ得ヘク前者ハ之ヲ留保ノ形式ニヨリ承認ノ能否ヲ決シ得ヘキモ後者ハ所謂留保タルヘキ性質ノモノニアラサレハ之ヲ受領ノ限りニアラストシコレニ基キ各国ノ留保ヲ承認スルヤ否ヤヲ決セラレ度キ旨ヲ説明シ總會モ右ノ見解ヲ認メ土、南阿ノ留保ハ前記第一類ノ留保ニ属スルモノトシテ之ヲ承認セリ

第二条(III)ノ(E)ニ関スル留保——伯代表ハ同国ニテハ漁業ハ重要且ツ組織アル産業ナルモ之カ統計作成ノ困難ナルヲ述ヘ本項留保ヲ求メ伯代表ハ本条項第二項ハ「完全ナル統計表作成不可能ナルニ於テハ夫レカ如何ナル程度ニ不完全ナルカラ大要明示スルコト」ト規定セルヲ以テ伯ノ留保ノ要ナキ旨ヲ述ヘタルモ伯代表ノ要請ニヨリ總會之ヲ承認ス

第二条(一)ノ(2)ニ関スル留保——伊藤代表ヨリ本項ニ関シ統計ヲ発表スヘキ鉱石ノ選択ノ自由ヲ留保シ度キ旨ヲ主張シ總會之ヲ承認ス

第二条(一)ノ(2)ノ(B)ニ関スル留保——伯国代表コレニ関スル留保ヲ求メタルモ本項ハ同国ニ対シ国家的重要性ヲ有セサル旨各国代表ヨリ説明シ伯国遂ニ其留保ヲ撤回セリ

第二条(V)ノ(A)ニ関スル留保——塙代表ヨリ毎十年ノ統計発表ヲ不可能トスル所之カ為メ留保ヲ提出スルノ要アリヤヲ訊シタルニ議長ヨリ規則的期間ヲ以テ発表スルコトハ義務的ナルモ毎十年ノ発表ハ義務的ナラサル旨ヲ説明シ塙ハ留

保ヲ提出セス

第二条 (V) ノ (B) 及 (C) ニ関スル留保 —— 葡萄牙、「ダンチヒ」自由市、土耳其、希臘等何レモ財政的理由又ハ自国ノ特別ナル政治経済的理由其国工業発展ノ程度不充分或ハ人ノ欠乏等ヲ理由トシテ何レモ本兩項ニ関スル留保ヲ提出シ總會之ヲ承認セリ

尚智恵古代表ハ始メ本項ニ関スル留保ヲ提出シタリシカコレヲ撤回スルト共ニ目下同国ノ実行スル生産統計カ本条約ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ認メラレ度キ旨ヲ述ヘ總會之ヲ承認セリ

第二条 (VI) ノ (a) ニ関スル留保 —— 葡萄牙ハ卸売物価指数ハ年四回ノ発表ニ止ルヲ以テ月表公表ノ義務ヲ負担シ得ストテ留保ヲ提出シ右ニ対シ英代表ハ若シ葡萄牙ニシテ一二年内二月表ヲ発表シ得ルニ於テハ本条約実施ノ時期ヲモ考慮シ留保ノ要ナキモノト思考スル旨ヲ説明セルカ結局右留保ヲ承認スルコトナレリ

伯国代表ハ卸売物価指数ヲ作成セントスルモ其国土広大ニシテ各地方経済的ニ独立セルモノアリ從テ全国ニ対シ一様ニ之ヲ実行シ難キ所會議カ右ノ如キ特別地位ヲ認メルニ於テハ留保ヲ提出セサルヘシト述ヘタルカ右伯国ノ懸念ハ議定書第八項ノ存在ニヨリテ除カルヘシトセラレ留保提出ニ至ラス

第三条第二項ニ関スル留保 —— 伊藤代表ヨリ本項ハ勸告トシテ承認スルノミニテ条約上ノ義務ヲ負担セラル旨ヲ述ヘ仏国代表等ハ本文中「各国ノ有スル手段ノ許ス限度ニ於テ」トアルヲ以テ日本ハ留保ノ要ナカルヘキ旨ヲ述ヘタルモ結局會議ハ本邦留保ヲ承認セリ尚土耳其、「メキシコ」モ本邦同様本項ヲ留保シ會議ノ承認スル所トナル

第二節 条約ノ署名、本會議ノ終了

右ヲ以テ条約案ノ確定ヲ見十二月十四日午前十一時半ヨリ条約ノ署名ヲ行ヒタル後議長ノ閉会ノ辞ヲ以テ本會議ヲ終了セリ

伊藤代表ハ前述本邦側提出ノ二留保カ總會ノ承認ヲ得タルヲ以テ共同署名ニ参加シ署名ニ当リ条約第十一条ノ規定ニヨリ本条約カ朝鮮、台灣、樺太、関東租借地及南洋委任統治地域ニ適當セラレサル旨ノ左ノ宣言ヲ附セリ

“En vertu de l'article II de la présente Convention, le Gouvernement japonais déclare que son acceptation de la présente Convention ne s'étend pas aux territoires ci-après mentionnés: Chosen, Tai-ouen, Karafouto, Territoire à bail du Kouan-Roung et les territoires sur lesquels ce Japon exerce son Mandat.”

右ニ参加セルモノハ本邦ノ外独、澳、白、英、伯、勃牙利、丁抹、「ダンチヒ」自由市、埃及、「エストニア」、芬蘭、仏、希臘、洪牙利、伊、「ラトヴィア」、「ルクセンブルグ」、諾威、和蘭、葡萄牙、波蘭、智恵古ノ二十二ヶ国ナリ